

第3次大田原市 食育・地産地消推進計画

(令和5年度～9年度)



令和5年4月
大田原市

は　じ　め　に



「食」は、生きる上での基本であり、健全な食生活を実践することは、私たちが心身ともに健康な生活を送るために欠かせないものです。

しかし、人々の食に対する価値観やライフスタイルの多様化などの社会環境が変化する中で、食生活の乱れや肥満など、ライフステージごとに健康を取り巻く様々な課題が生じております。

このような中、本市では、平成25年に「大田原市食育・地産地消推進計画」を策定し、関係機関・団体等のご支援をいただきながら、様々な事業に取り組んでまいりました。その結果、食育・地産地消に対する関心は徐々に高まりつつありますが、依然として諸課題が残されております。

本計画では「子どもから高齢者まで生涯を通じた食育と食べ物を大切に思う心を育みます」という基本理念のもと、「人生100年時代に対応した食育」、「食への感謝を醸成する食育」への取組を推進してまいります。

食育・地産地消の推進にあたりましては、市民、関係団体、行政機関、そして地域が一体となって取り組むことが大切です。市民の皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、数々の貴重なご意見をいただきました関係機関・団体等、多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年4月

大田原市長 相馬 憲一

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の相関図	3
4 計画策定の期間	3
5 計画の構成	4

第2章 食育をめぐる現状と課題

1 食に関する生活の状況	5
(1) 朝食の摂取状況	5
(2) 子どもの孤食の状況	7
(3) 食生活と生活習慣について	7
2 市民の健康状態	12
(1) 肥満の状況	12
(2) 生活習慣病の推移	16
(3) 死因の状況	20
3 地産地消の状況	21
(1) 農家戸数の状況	21
(2) 地域農産物の利用及び提供の状況	21
4 体験活動と食を活かした観光資源の活用状況	23
(1) 農業体験・交流の状況	23
(2) グリーン・ツーリズムの状況	24
5 食品の安全性に対する意識	25
6 第2次大田原市食育・地産地消推進計画の主な指標や取組の状況	26
(1) 主な指標の結果	26
(2) 主な取組に関する結果	26
(3) 食育・地産地消をめぐる課題	27

第3章 計画の基本方針

1 基本理念	28
2 基本目標	29

第4章 施策の展開

1 人生100年時代に対応した食育の推進	30
(1) 健康的な食事の推進	30
(2) 乳幼児期における食育の推進	32
(3) 学校における指導の充実	36
(4) 多様な環境にある子どもに対する食育の推進	39
(5) 栄養バランスのとれた食生活の推進	41
(6) 生活習慣病発症予防の推進	44
2 食への感謝を醸成する食育の推進	46
(1) 食に関する体験活動の促進	46
(2) 地産地消の推進	48
(3) 食品ロスの低減	50
(4) 食の安全に関する理解促進	52

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理	54
3 計画推進における役割	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は生きる上での基本であり、健全な食生活を実践することは、私たちが心身ともに健康な生活を送るために欠かせないものです。

国は、食育の推進にあたって国や地方公共団体、国民等の責務を明らかにするとともに国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月にはその目標などを示した「食育推進基本計画」を策定しました。

また、栃木県においても「食育基本法第17条」に基づき、平成18年12月に栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

大田原市では「食育基本法第18条」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）第41条第1項」に基づき、平成25年「大田原市食育・地産地消推進計画」を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で心の豊かさを実感できる暮らしができるよう基本目標を定め、食育の実践に対する支援と農産物の地産地消への取組を推進してまいりました。

このような中で、世帯構造の変化や生活様式の変化、ライフスタイルの多様化など、食を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、国では令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、また、栃木県においても「第4期栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン2025）」を策定したところです。

本市においても様々な社会環境の変化は顕著であり、それらに対応した食育の取組や、グリーンツーリズムの推進、多彩な農産物を活かした大田原市ならではの新たな食づくりなどについても重要性を増しているところです。

そこで、国、県の計画や本市における食育のこれまでの成果や社会情勢の変化による課題などを踏まえ、本市の目指す食育を総合的に推進していくため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第3次大田原市食育・地産地消推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、本市の食育・地産地消の推進にあたっての基本的な考え方を示すとともに具体的な施策の展開を掲げることにより、総合的かつ計画的に推進していくために策定することとし、行政はもとより、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、広く市民がそれぞれの立場から連携・協働して食育・地産地消に取り組んでいくための指針となります。

○食育の推進における位置付け

本計画は、「食育基本法第18条第1項（※1）」に基づく「市町村食育推進計画」として位置付けます。なお、策定にあたっては国の「第4次食育推進基本計画」、県の「とちぎ食育元気プラン2025」などの上位計画及び「第2次健康おおたわら21計画」など関連する計画と整合性を図りつつ、食育を具体的に推進していくこととします。

○地産地消の推進における位置付け

本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）第41条第1項（※2）」に基づく「地域の農林水産物の利用促進についての計画」として位置付けます。

なお策定にあたっては、国の「農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」や県の「とちぎ地産地消推進方針（第5期）」などの上位計画及び大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」基本計画（後期）など関連する計画と整合性を図りつつ、地産地消を推進していくこととします。

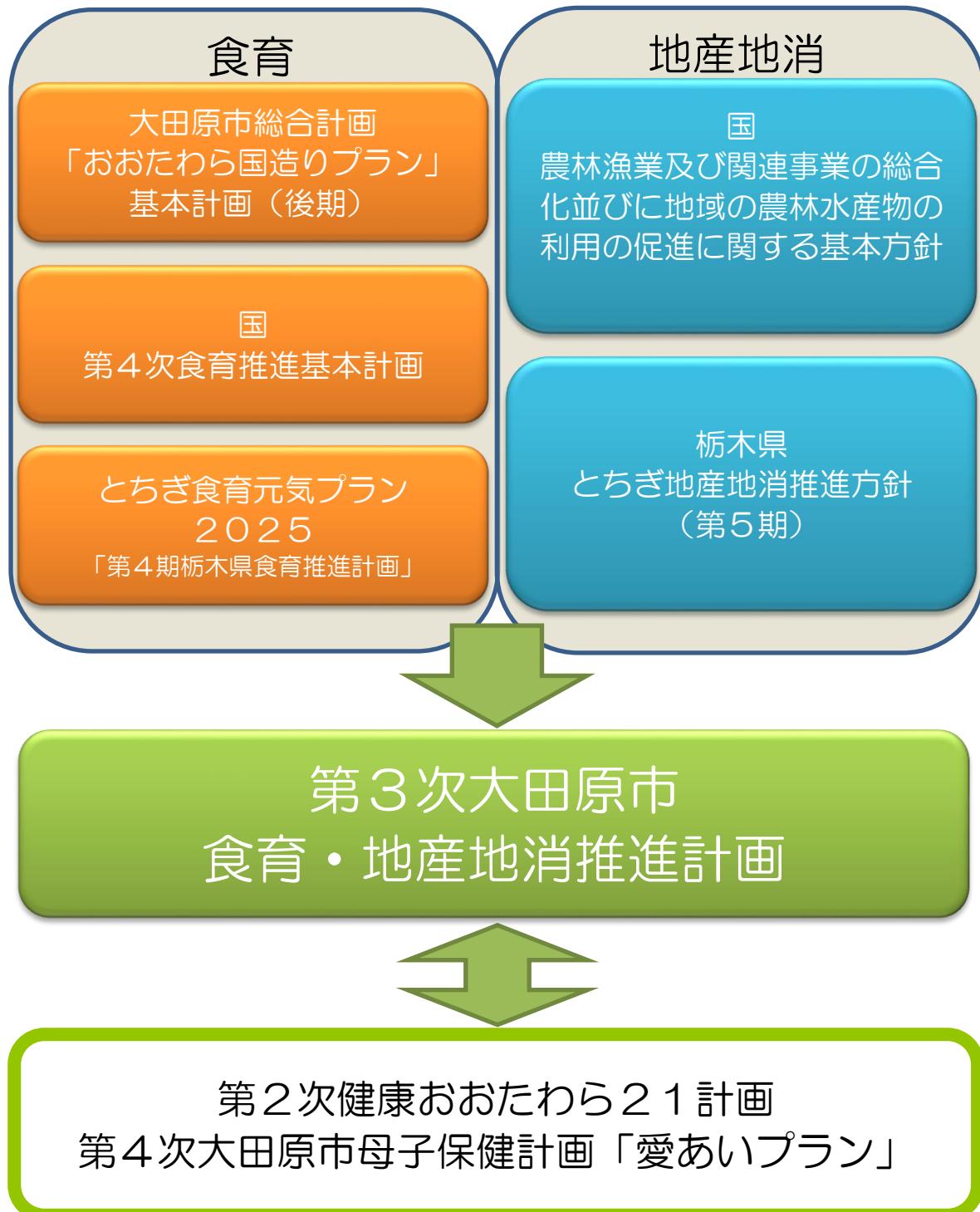
（※1）食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

（※2）6次産業化・地産地消法第41条第1項

市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の相関図



4 計画策定の期間

この計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

第1章 計画の策定にあたって

5 計画の構成

本計画は全5章で構成されており、計画の趣旨、本市の現状、基本方針、施策の展開、計画の推進体制の順に記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

本計画の策定に至る経緯や、関係する法律や計画などとの関係性を明らかにし、本計画の位置付けを示しています。

第2章 食育をめぐる現状と課題

国、県、市における各種のアンケートや事業結果を客観的に考察することにより、本市の食に関わる実態と、それに伴う課題について明らかにしています。

第3章 計画の基本方針

第2章を踏まえ、本市における様々な課題解決のための基本理念を示し、それに基づく目標を掲げています。

第4章 施策の展開

本章では第2章で明らかとなった課題について、第3章の基本方針に基づき、大田原市としてどのような施策を展開して課題を解決していくかを明らかにしています。

第5章 計画の推進にあたって

第1章から第5章までを踏まえ、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、生産者、食品関係事業者等、NPO、ボランティア等がそれぞれの役割を明らかにし、お互いに連携を図りながら取り組むための指針となります。

第2章 食育をめぐる現状と課題

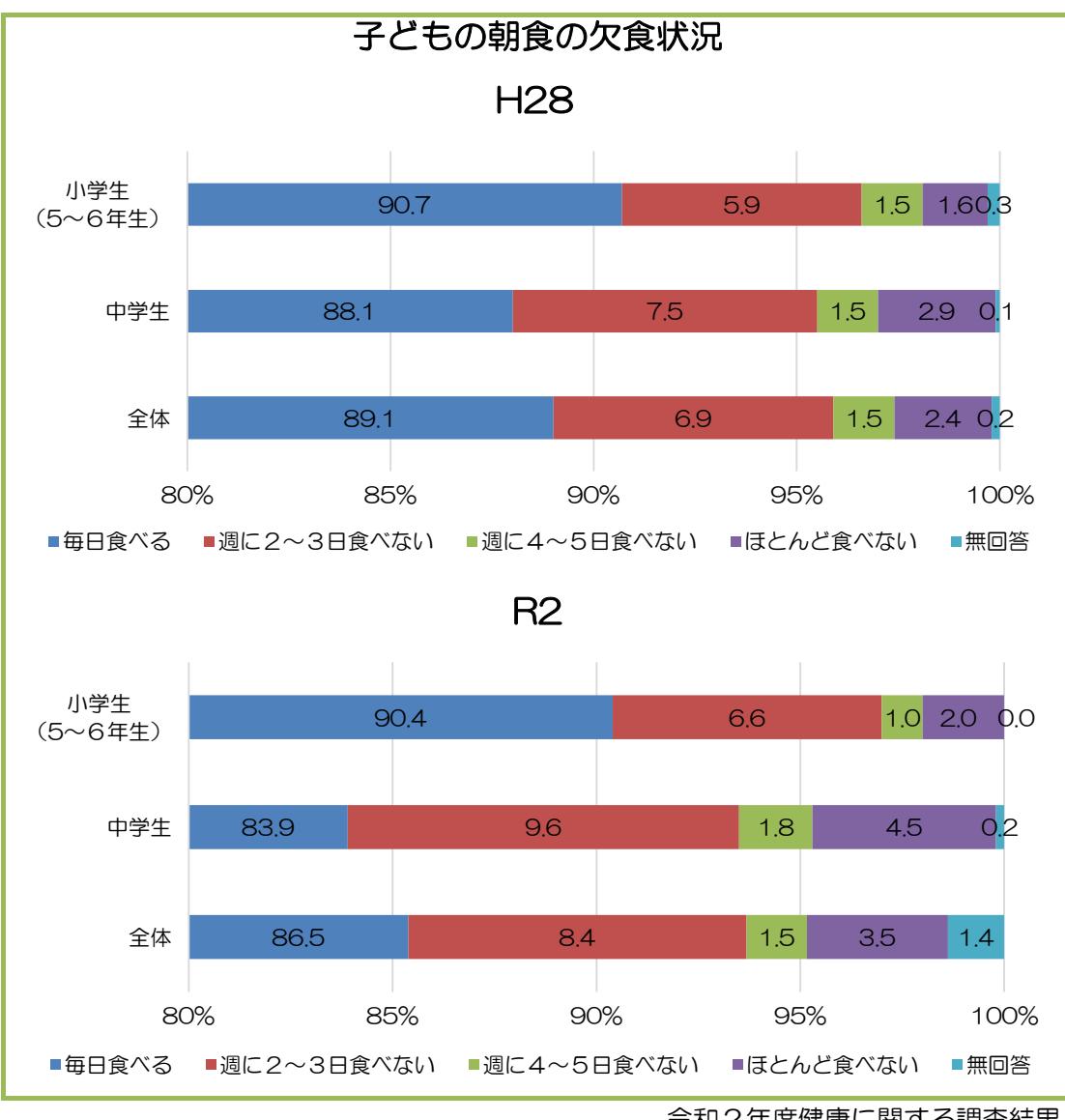
1 食に関する生活の状況

(1) 朝食の摂取状況

小学5年生から中学3年生までを対象とした調査の結果によると、子どもが朝食を食べる割合（毎日食べる・週に2～3日食べない・週に4～5日食べないの合計）は、小中学生全体で平成28年度は約97.5%、令和2年度は約96.4%とほぼ変化はありませんでした。

小学生では約9割が毎日朝食を食べていますが、中学生になると6.5ポイント減少し、平成28年度調査時点から減少幅が3.9ポイント広がっています。

また、「ほとんど食べない」が中学生は小学生の約2倍と増加しています。



※ アンケートの集計では、端数の計算上、合計が100%とならないものがあります。今後掲示するグラフについても同様ですのであらかじめご了承ください。

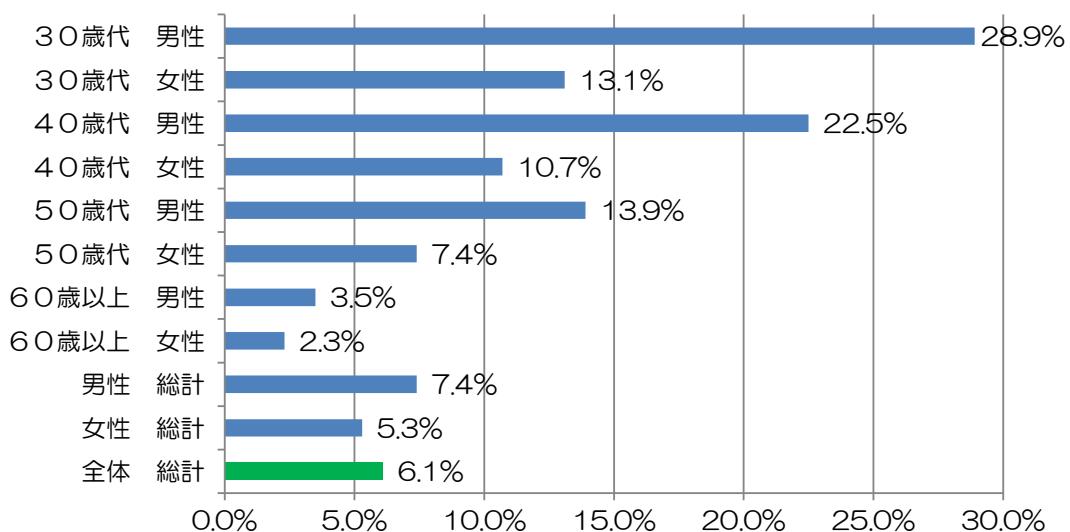
成人については、市民健康診査集団健診基本健康診査の受診者に対し、問診で朝食の欠食状況を確認したところ、全体としては、平成28年度受診者で朝食を抜くことがある方が6.1%でしたが、令和3年度は7.9%と増加しています。

また、50代の増加が顕著であり、特に50代女性は倍近い増加が見られています。

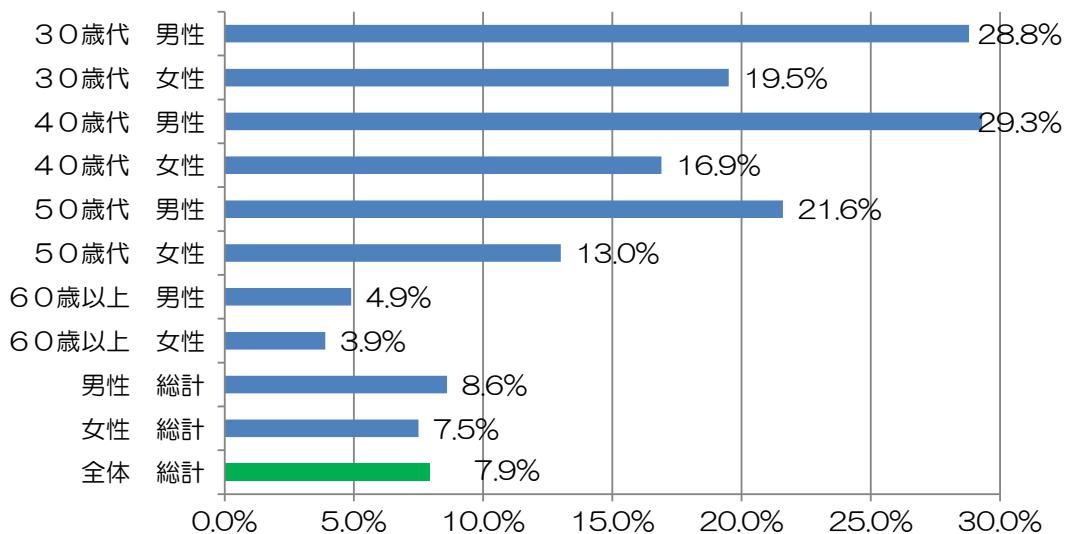
働き盛りの朝食の欠食は体内時計のリセットがされず、代謝バランスが崩れ生活習慣病発生の機序になる可能性があります。

朝食を抜くことがある人の割合

H28



R3

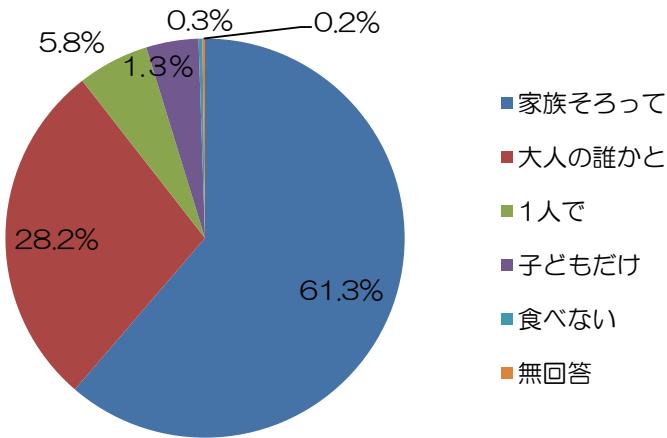


市民健康診査基本健診受診者への問診結果

(2) 子どもの孤食の状況

小学校5年生から中学校3年生までの「夕食を家族そろって食べている」割合は令和2年度では61.3%でしたが、食べている時間帯については各種アンケートから推測すると、遅い時間帯とみられます。

夕食は、どのように食べていますか？
(市内小学校5年生～中学校3年生対象調査)



令和2年度健康に関する調査結果

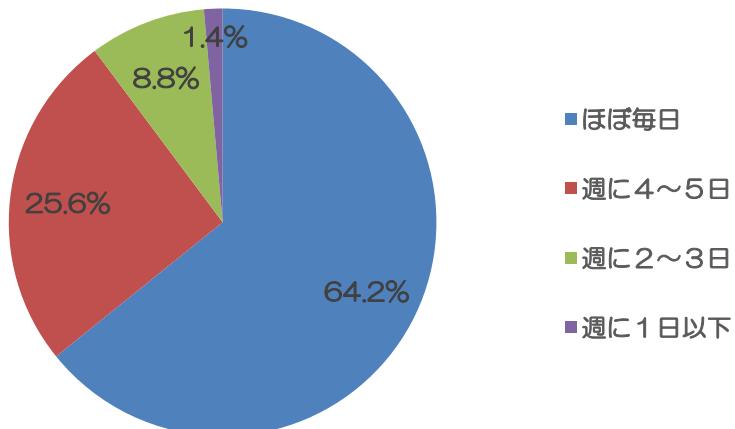
(3) 食生活と生活習慣について

①食事のバランスについて

本市において、子どもについては、主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度（1日2食以上）は令和2年度では「ほぼ毎日」が64.2%となっています。

アンケート結果から、子どもがいるとバランスのとれた食事を意識する人が多くなる傾向にあると考えられます。

主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度（1日2食以上）



令和2年度親と子の健康と子育てに関するアンケート

②食べ方について

「人と比較して食べる速度が速いか」という問い合わせでは、全体では平成28年については「速い」は24.2%、「普通」は63.9%、「遅い」は11.9%でしたが、令和3年度では「速い」は21.3%、「普通」は70.4%、「遅い」は8.3%であり、速い人の割合が減り、普通の人の割合が増加する傾向がありました。

男女別にみると、男性は食べる速度が速い者が女性より約5%多い傾向にあります。

一方で、60歳代以降の食べる速度の速い者は減っています。

若い世代は、仕事もあり、朝の余裕のない時間であるため、食事は速食いとなっていることも考えられます。

速食いは過食につながりやすいことから、男性のメタボリックシンドローム該当者や、予備群が多いことの一因となっていると考えられます。

○人と比較して食べる速度が速いか（令和3年度を基準に平成28年度と比較）

男性

年齢	速い	割合	H28比	普通	割合	H28比	遅い	割合	H28比	総計
30	64	40.0%	0.4%	87	54.4%	5.6%	9	5.6%	-6.0%	160
40	126	42.9%	1.3%	156	53.1%	0.7%	12	4.1%	-2.1%	294
50	104	37.4%	4.5%	157	56.5%	-4.6%	17	6.1%	0.1%	278
60-	729	21.0%	-2.8%	2,406	69.2%	6.7%	344	9.9%	-3.9%	3,479
総計	1,023	24.3%	-2.6%	2,806	66.6%	5.9%	382	9.1%	-3.4%	4,211

女性

年齢	速い	割合	H28比	普通	割合	H28比	遅い	割合	H28比	総計
30	129	23.9%	-3.8%	354	65.7%	6.7%	56	10.4%	-2.9%	539
40	128	23.7%	-2.4%	363	67.2%	6.2%	49	9.1%	-3.8%	540
50	118	21.3%	-2.6%	388	69.9%	2.1%	49	8.8%	0.6%	555
60-	721	17.5%	-2.7%	3,101	75.5%	7.3%	288	7.0%	-4.6%	4,110
総計	1,096	19.1%	-3.3%	4,206	73.2%	7.1%	442	7.7%	-3.9%	5,744

総合

年齢	速い	割合	H28比	普通	割合	H28比	遅い	割合	H28比	総計
30	193	27.6%	-3.0%	441	63.1%	6.6%	65	9.3%	-3.6%	699
40	254	30.5%	-0.9%	519	62.2%	4.2%	61	7.3%	-3.2%	834
50	222	26.7%	-0.2%	545	65.4%	-0.2%	66	7.9%	0.4%	833
60-	1,450	19.1%	-2.7%	5,507	72.6%	7.0%	632	8.3%	-4.3%	7,589
総計	2,119	21.3%	-2.9%	7,012	70.4%	6.5%	824	8.3%	-3.7%	9,955

市民健康診査基本健診受診者への問診結果

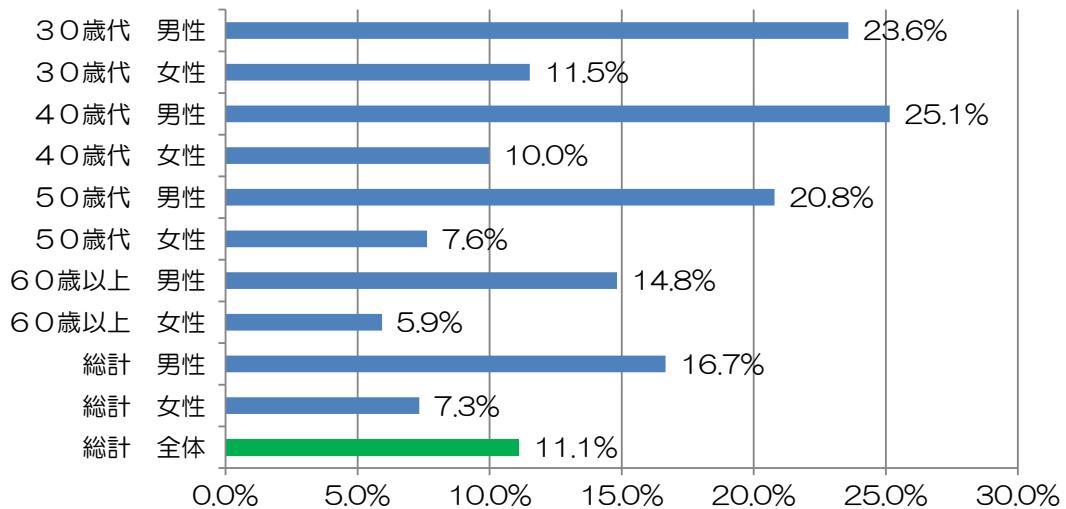
「就寝前の2時間以内に夕食をとることがあるか」との問い合わせについては、全体では平成28年度に「はい」と回答した人の割合は11.1%でしたが、令和3年度は17.0%となっており、全ての年齢層において増加している様子が伺えました。

また、性別に見ると、特に男性で割合が高くなっています。

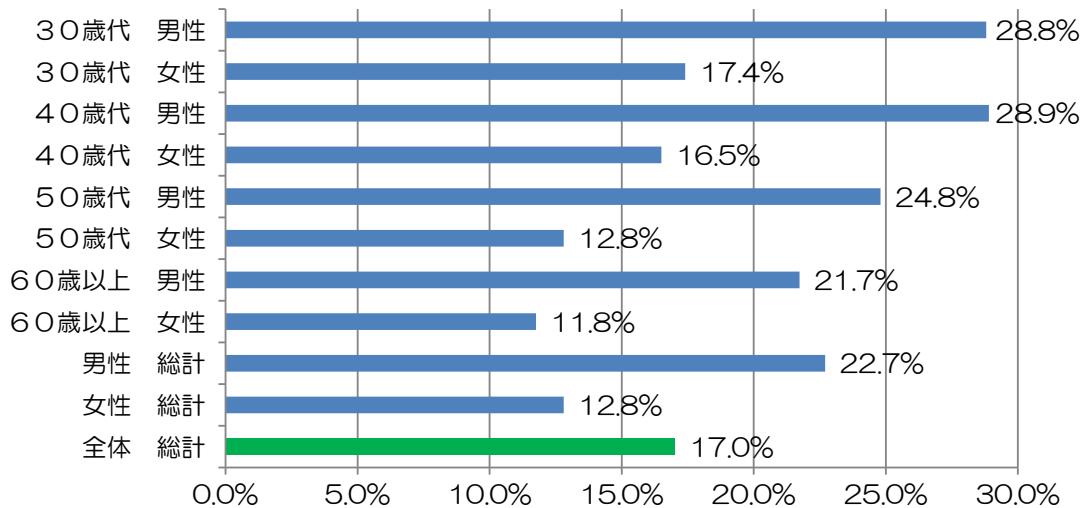
勤務形態によっては遅い時刻の帰宅から夜の飲食、その後すぐに就寝するという習慣が推測され、その積み重ねが肥満や内臓脂肪の蓄積につながると考えられます。

就寝前の2時間以内に夕食をとることがある人の割合

H28



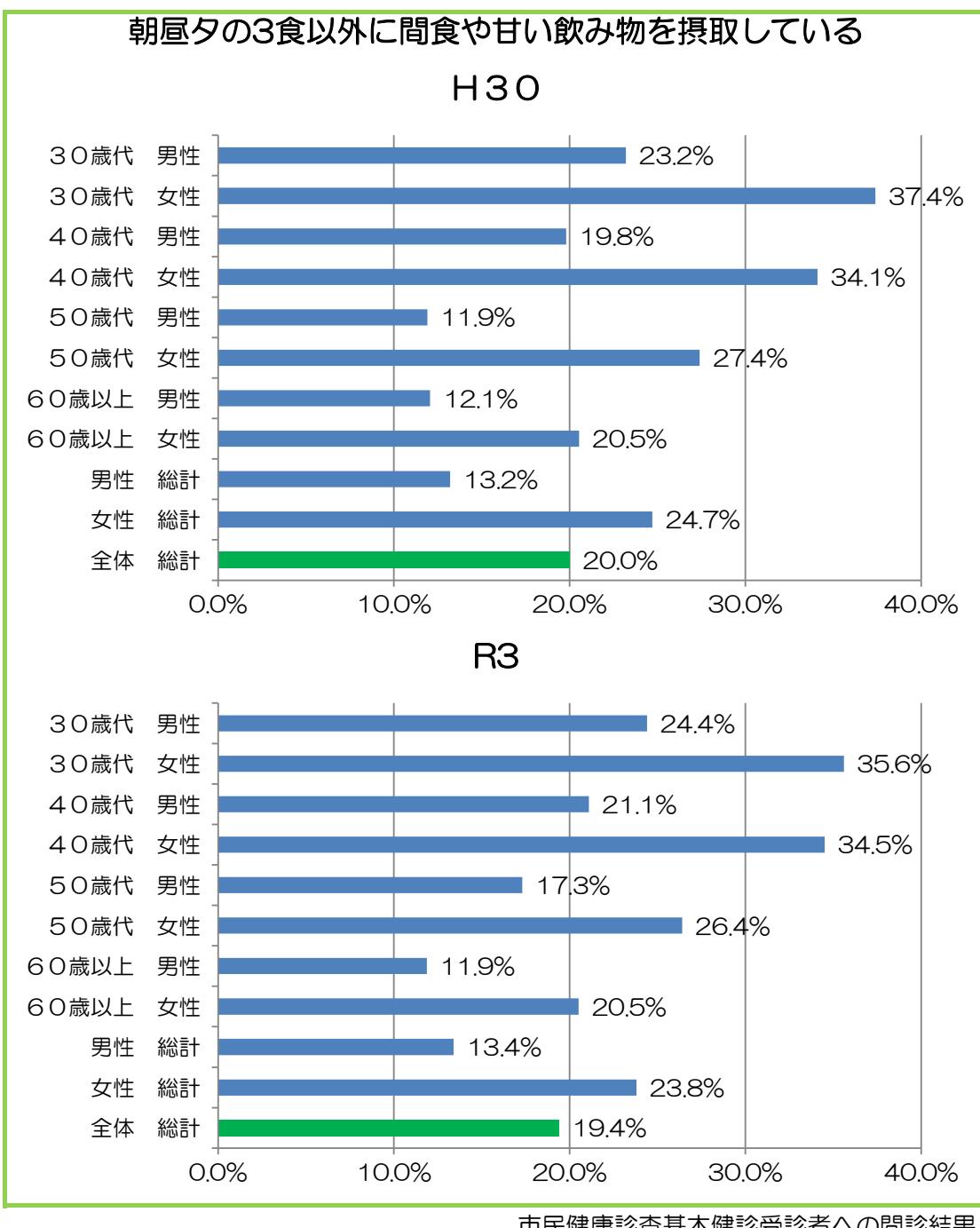
R3



市民健康診査基本健診受診者への問診結果

「朝晩夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取している」との問い合わせについては、全体では平成30年度に「毎日」と回答した人は20.0%でしたが、令和3年度は19.4%であり、受診者の約2割は間食の習慣があることが分かります。また、特に若年女性において割合が高くなる傾向が見受けられます。

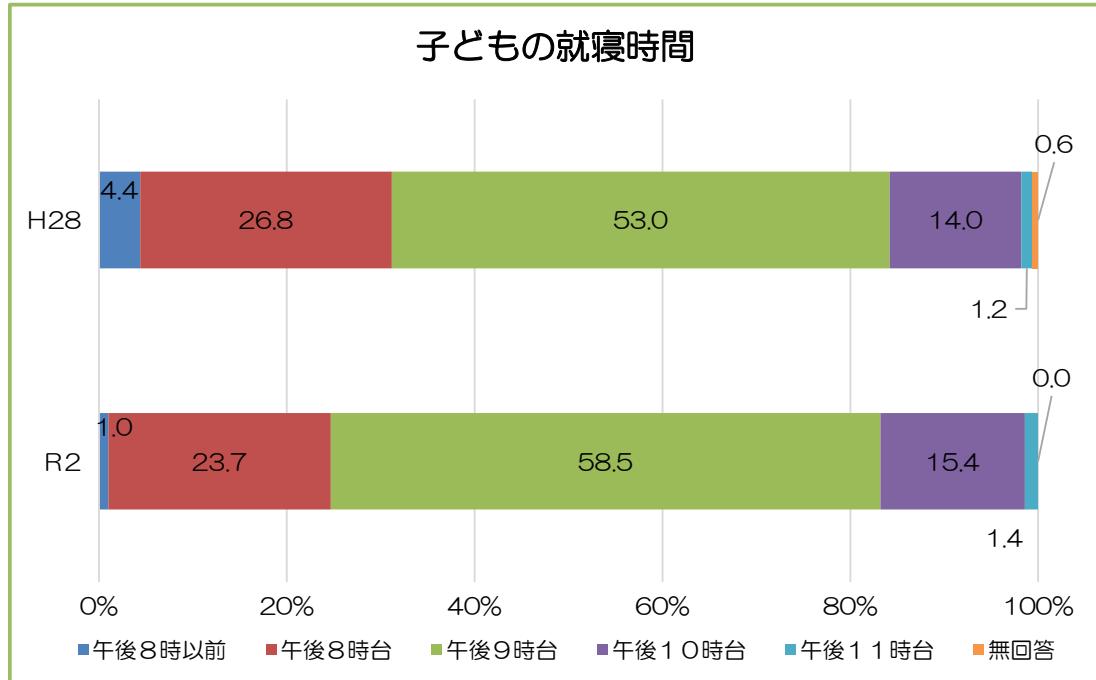
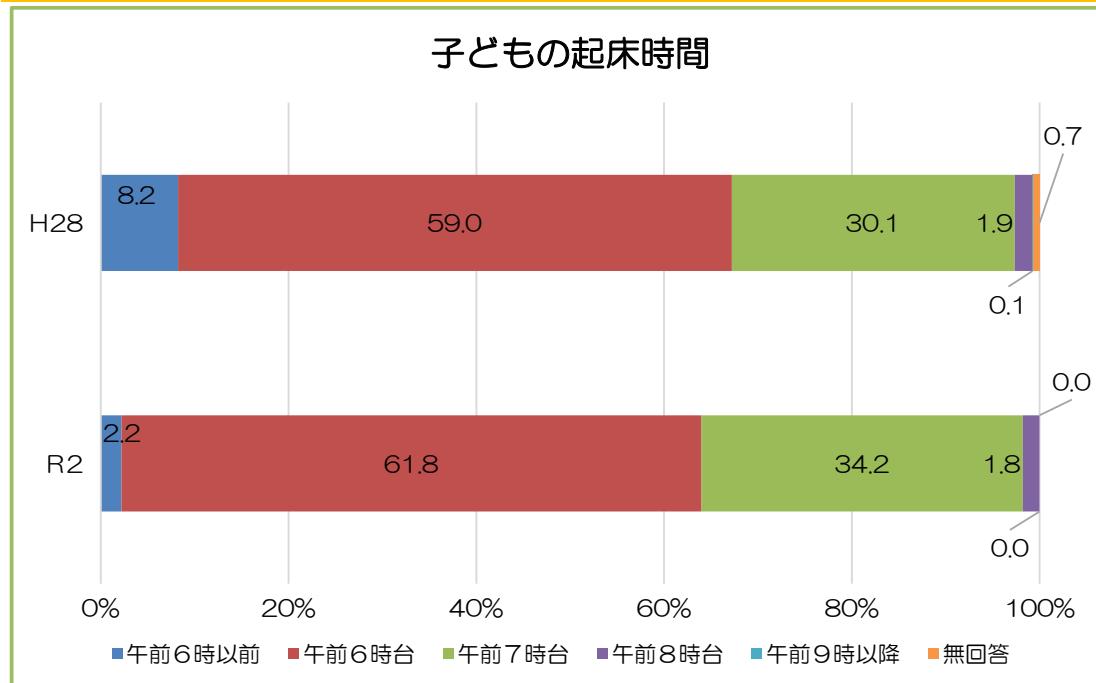
間食は過食を招き、肥満や内臓脂肪の蓄積から生活習慣病の発症要因となります。



③睡眠時間について

平成28年度と令和2年度に実施したアンケートの結果を比較すると、起床については午前7時前に起床する子どもが67.2%から64.0%に減少しています。

就寝については、午後9時までに就寝する子どもが31.2%から24.7%と減少しています。また、午後10時以降に就寝する子どもは平成28年度から微増し、令和2年度では16.8%います。



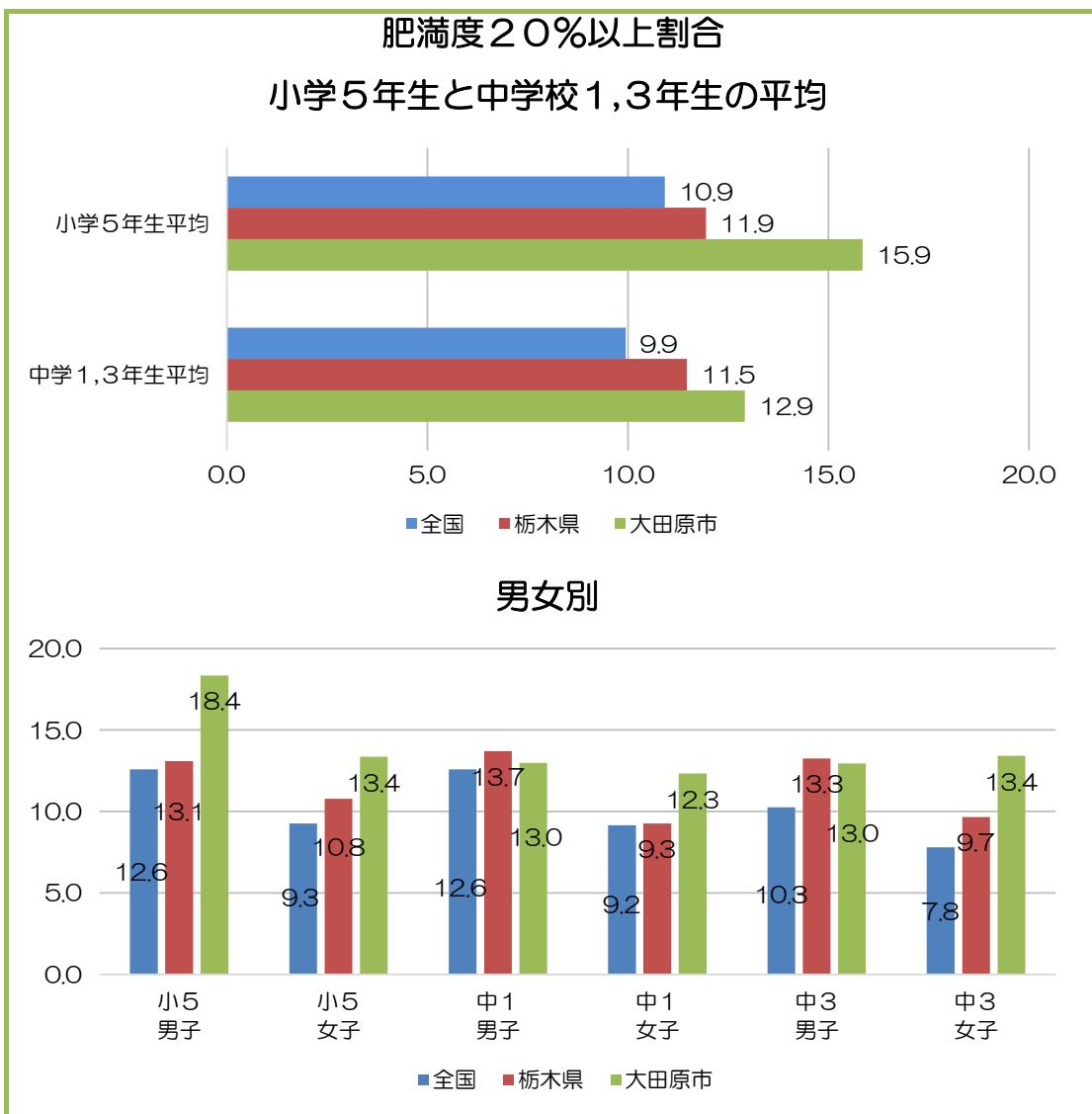
平成28年度、令和2年度親と子の健康と子育てに関するアンケート

2 市民の健康状態

(1) 肥満の状況

①児童生徒の肥満の状況

児童生徒の肥満の状況をみると、「肥満度（※）20%以上」割合が全国・県に比べて小学生、中学生ともに多く、特に小学生の肥満が多いことが分かります。



全国・県：令和3年度学校保健統計

市：令和3年度小児生活習慣病予防健診

(※) 肥満度について

子どもの肥満は主に肥満度を使って評価します。肥満度は標準体重に対して実測体重が何%上回っているかを示すもので、次の式で計算されます。

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{標準体重}) / \text{標準体重} \times 100 (\%)$$

学童では、肥満度20%以上を軽度肥満、30%以上を中等度肥満、50%以上を高度肥満となります。

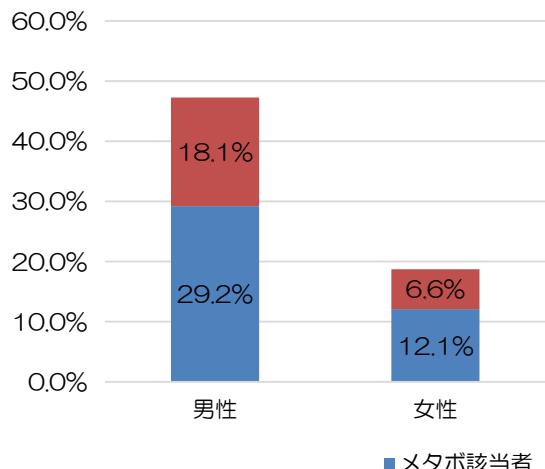
②成人期の肥満の状況

成人期の肥満者の割合は、栃木県は男女とも全国平均より高く、保育園・幼稚園児の親世代においても肥満者の割合が増加しています。

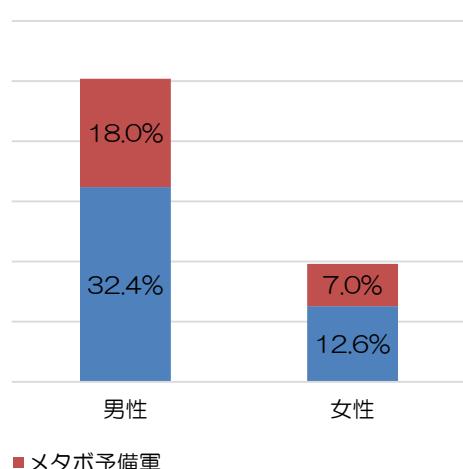
本市においても特定健康診査受診者の結果からも肥満、メタボリックシンドロームが課題となっています。該当者の割合が男女とも増加しており、特に男性は該当者、予備群を併せると50.4%となり、約2人に1人と高い結果となっています。

メタボ該当者、予備軍の推移

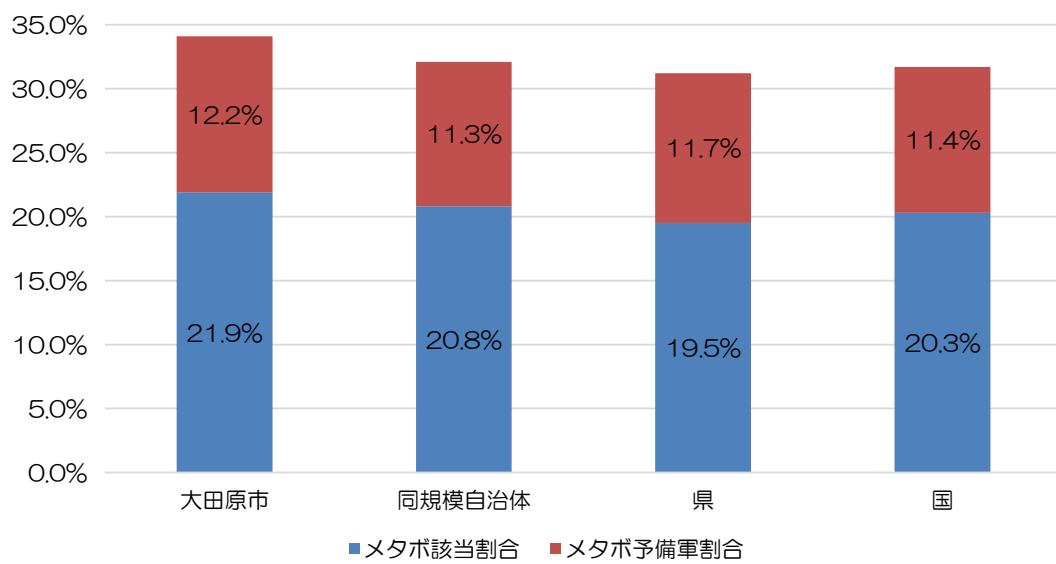
平成30年度



令和3年度



メタボ該当者、予備軍の割合（令和3年度）

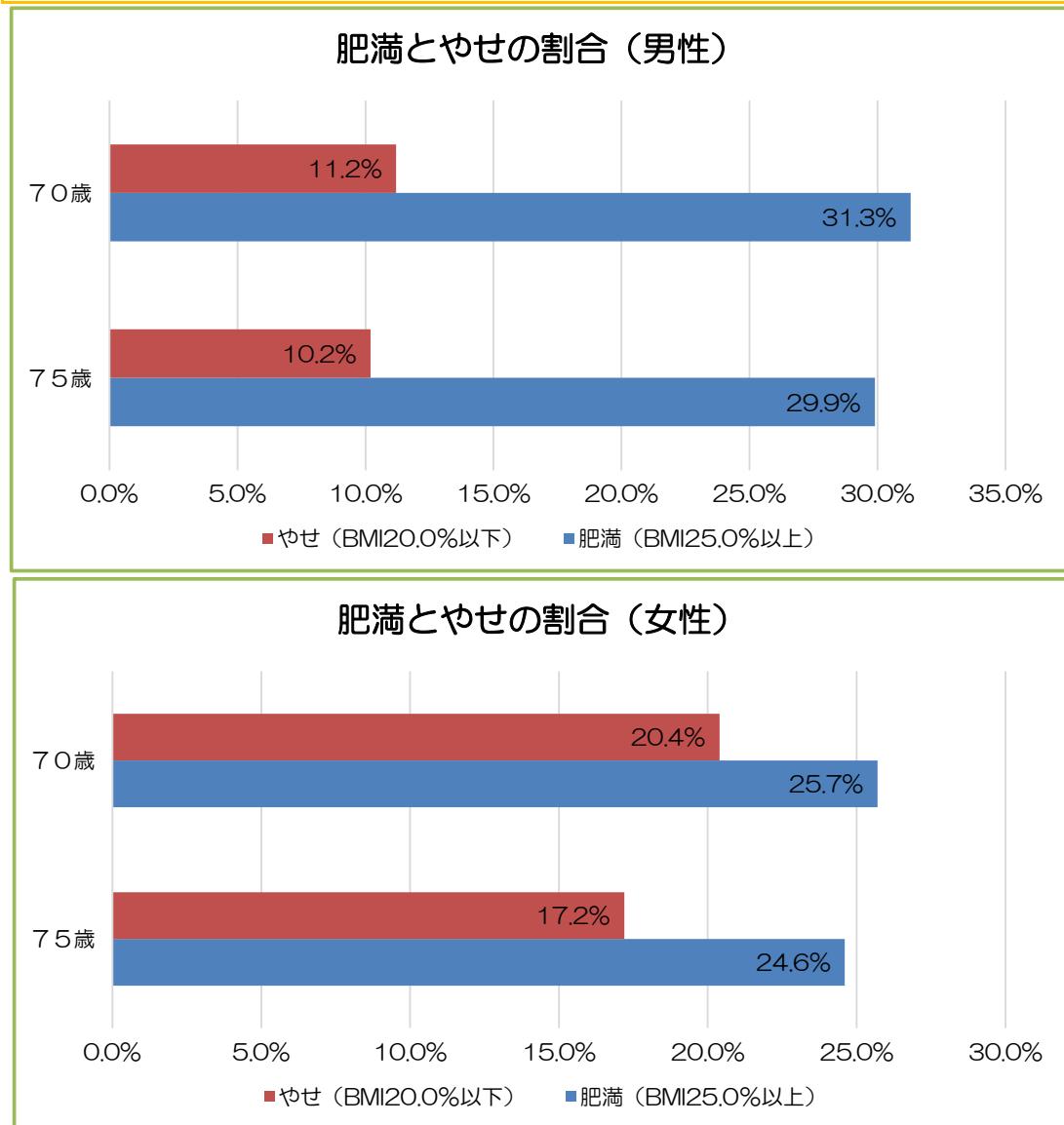


国保データベース（KDB）システム地域の全体像の把握

③高齢者の肥満とやせの状況

高齢期は肥満も増加し男性は3人に1人、女性は4人に1人の割合となります。一方、やせは低栄養からフレイル（※）に移行し介護が必要な状態になるため高齢期はやせにも注意が必要です。

このように高齢期では、肥満とやせの両方が課題となるため適正体重の維持が重要になってきます。

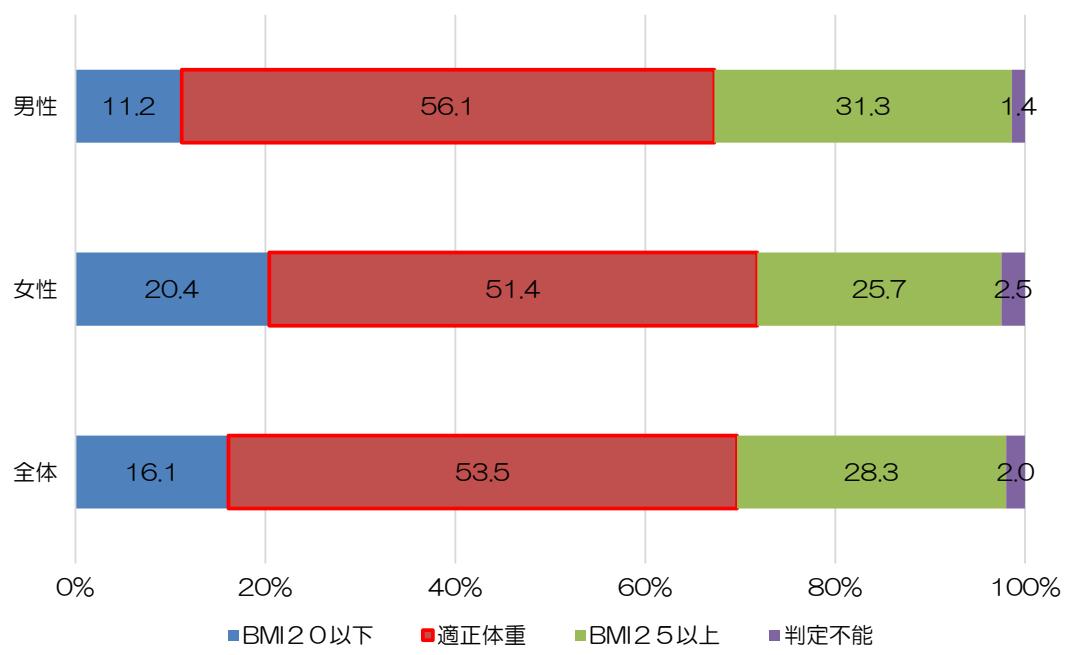


令和4年度介護予防実態調査

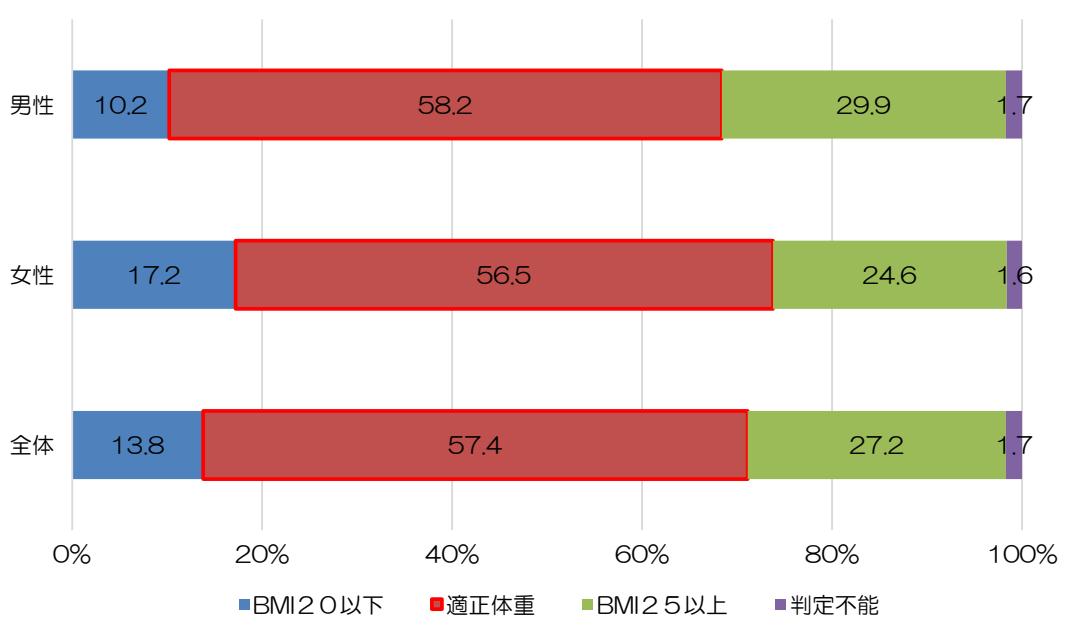
（※）フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の並存などの影響もあり、生活機能が障害され心身の脆弱性が出現した状態。一方で、適切な介入、支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

適正体重を維持している人の割合（70歳）



適正体重を維持している人の割合（75歳）



令和4年度介護予防実態調査

(2) 生活習慣病の推移

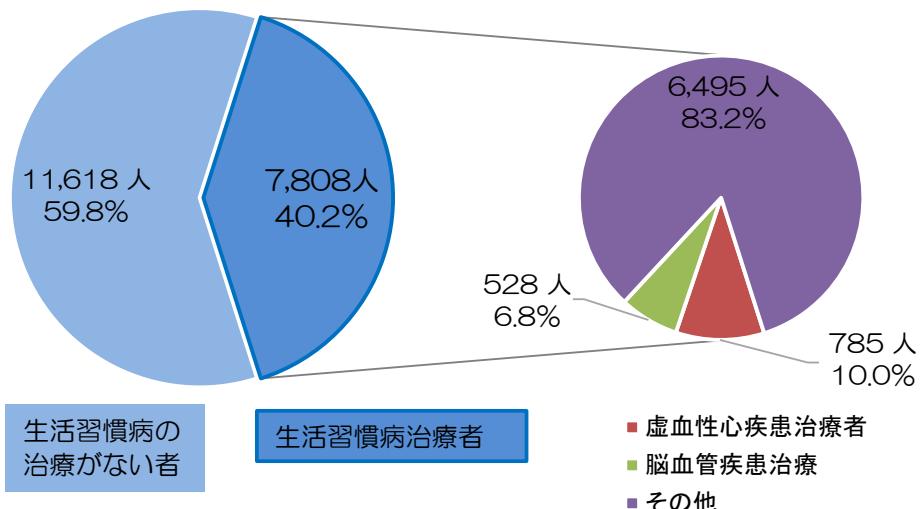
①生活習慣病全体の推移

生活習慣病治療者については、平成30年は大田原市国民健康保険被保険者が19,426人、そのうち生活習慣病治療者が7,808人(40.2%)でしたが、令和3年では被保険者が18,031人、うち生活習慣病治療者が8,027人(44.5%)となっており、増加しています。

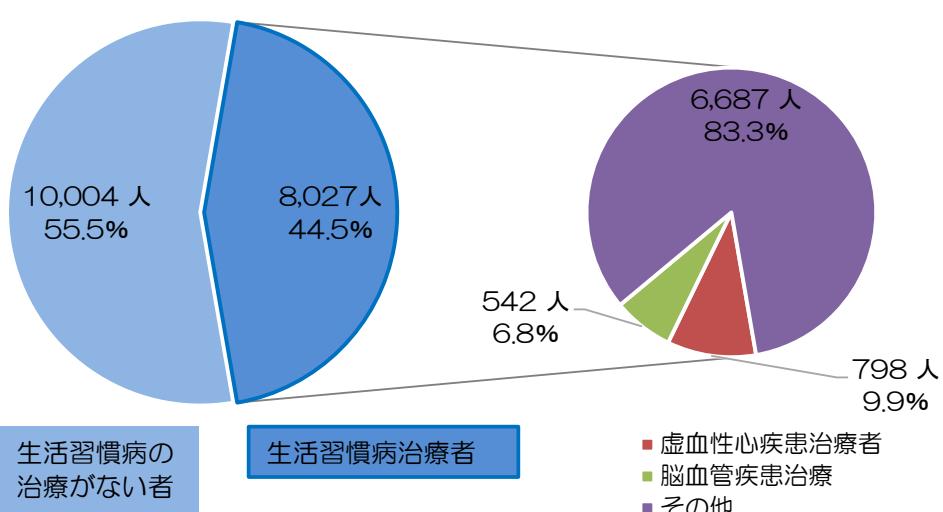
なお、各年代における傾向は大きな変化はなく、60~74歳になると半数以上が生活習慣病の治療をしている状況にあります。

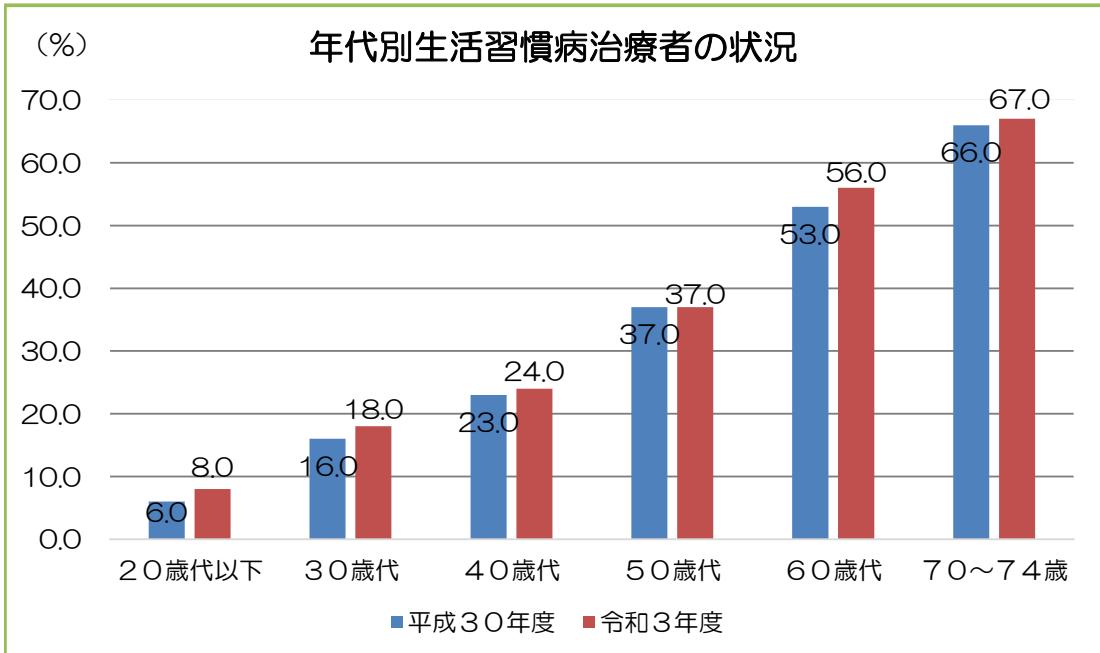
また、虚血性心疾患及び脳血管疾患といった大血管疾患治療者の割合には、大きな変化は見られませんでした。

生活習慣病治療者の推移(平成30年度)



生活習慣病治療者の推移(令和3年度)





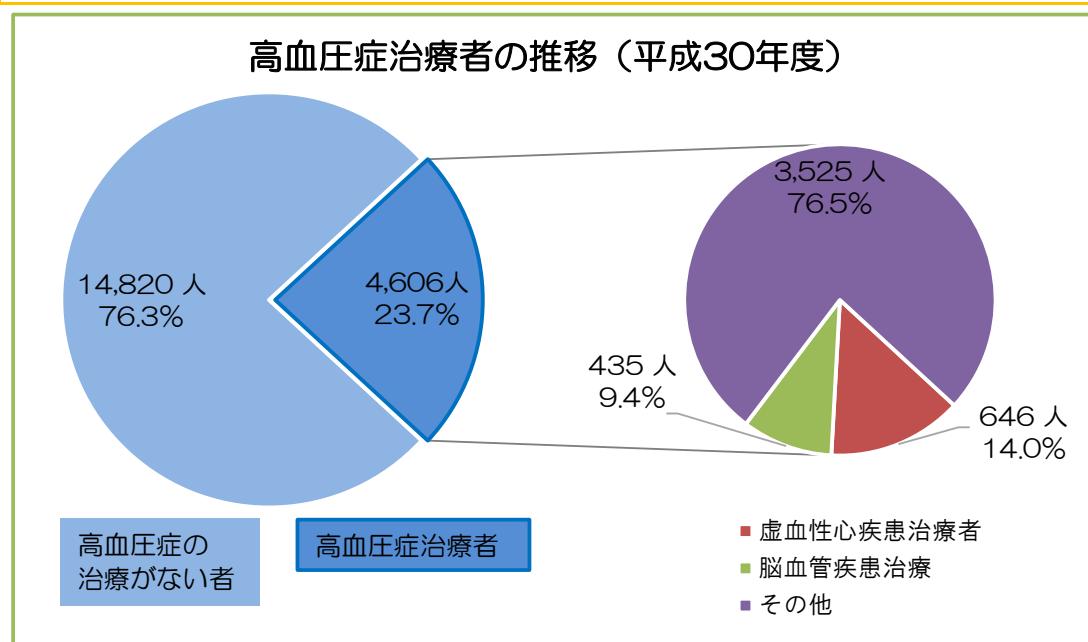
国保データベース（KDB）システム厚生労働省様式3－1
平成30年6月・令和3年6月

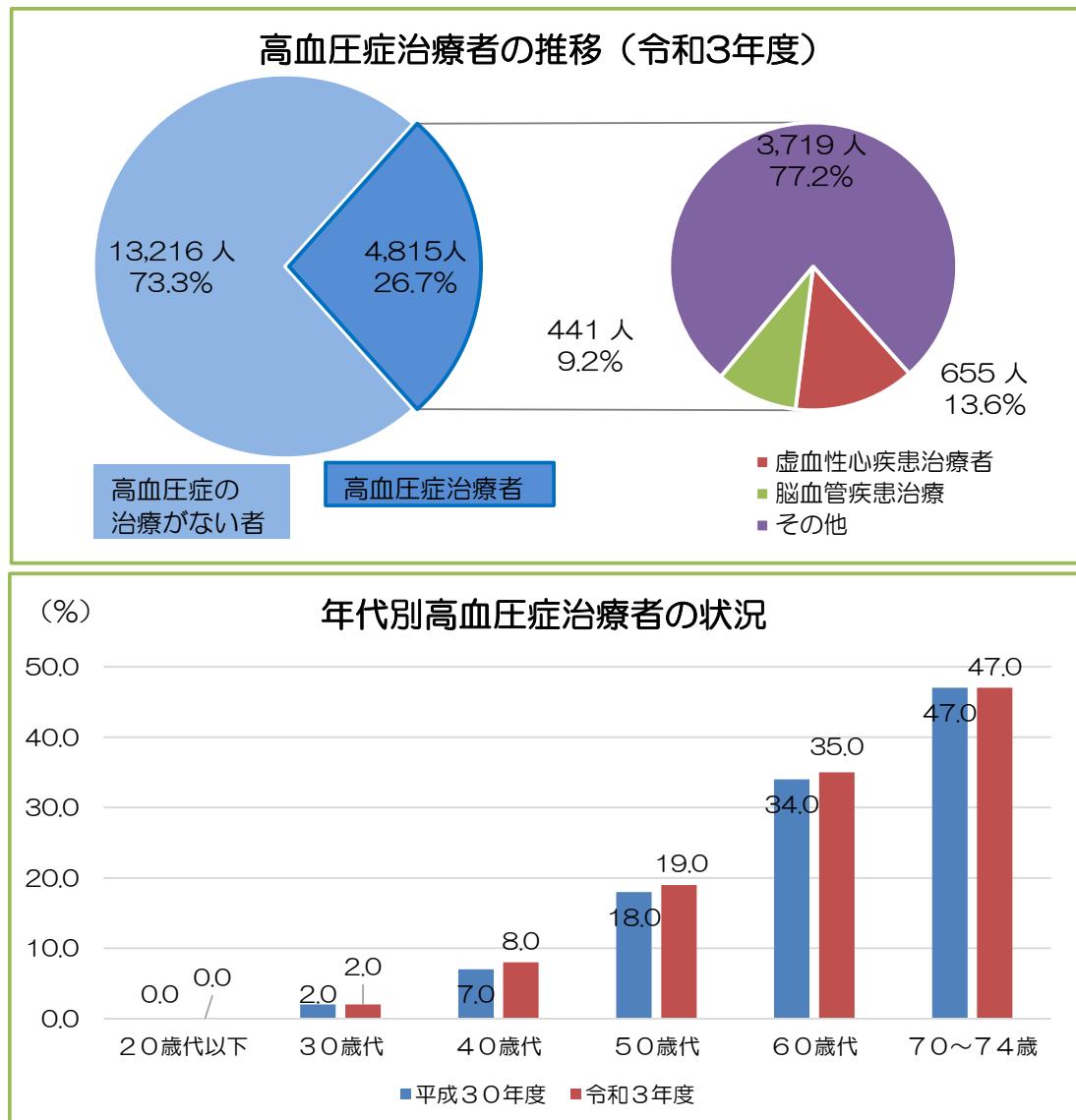
②高血圧症治療者の推移

高血圧症治療者については、被保険者19,426人中4,606人（23.7%）から18,031人中4,815人（26.7%）に増加しています。

また、平成30年度と比較して令和3年度では、40歳代から60歳代にかけて増加傾向にあります。

しかしながら、虚血性心疾患及び脳血管疾患を併せ持っている人の割合はほぼ横ばいでいた。





国保データベース（KDB）システム厚生労働省様式3－3
平成30年6月・令和3年6月

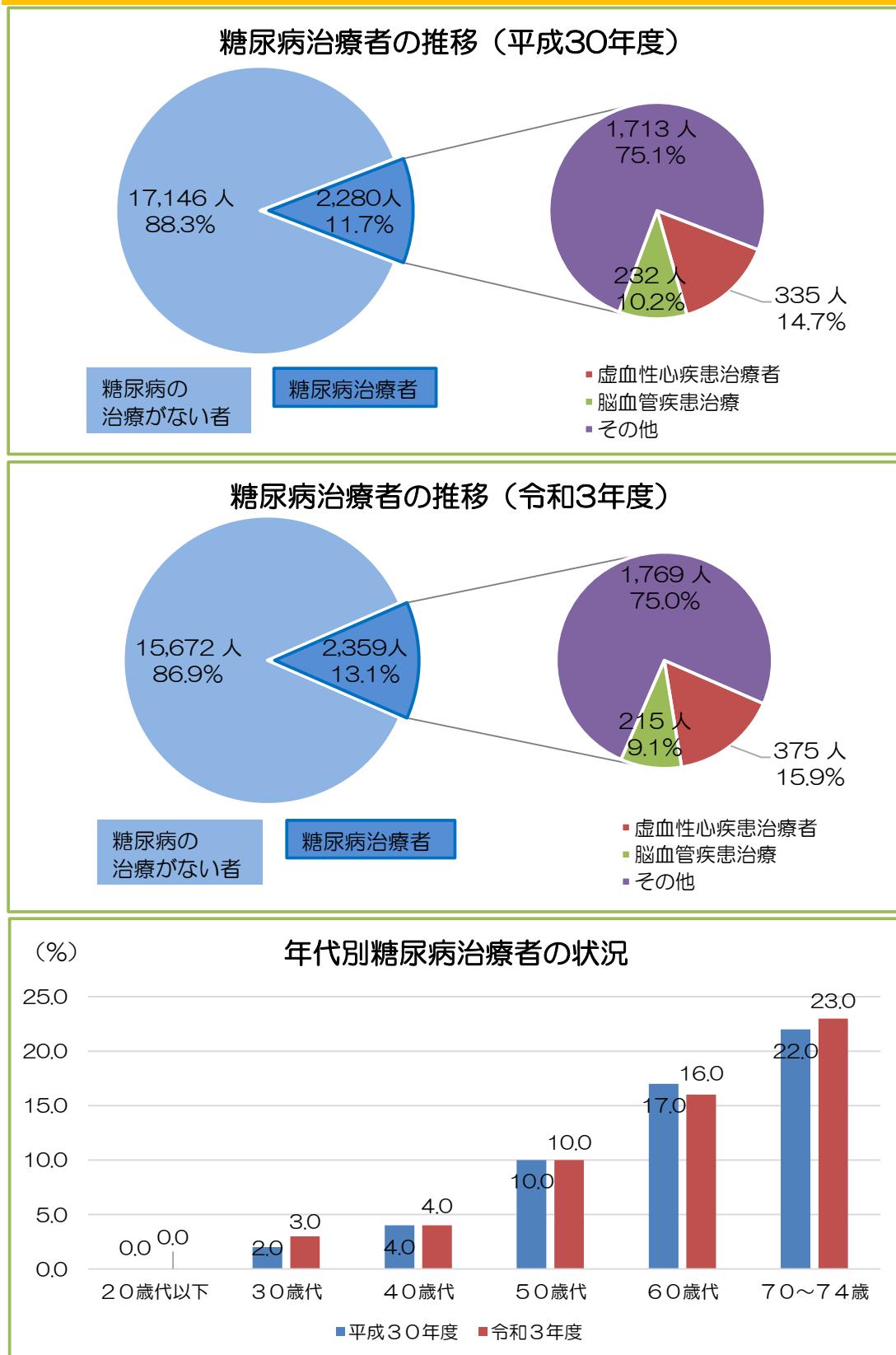
③糖尿病治療者の推移

糖尿病治療者については、被保険者19,426人中2,280人(11.7%)から18,031人中2,359人(13.1%)に増加しています。

また、平成30年度と比較して令和3年度では、60歳代の治療者の割合が減少したものの、30歳代及び70歳から74歳の治療者の割合が増加しています。

合併症としての大血管障害については、虚血性心疾患治療者が335人(14.7%)から375人(15.9%)と増加しており、脳血管疾患治療者が232人(10.2%)から215人(9.1%)と減少しています。

治療者数は増加していますが、インスリン療法を受けている人は171人(7.5%)から184人(7.8%)と、ほぼ横ばいの状況です。

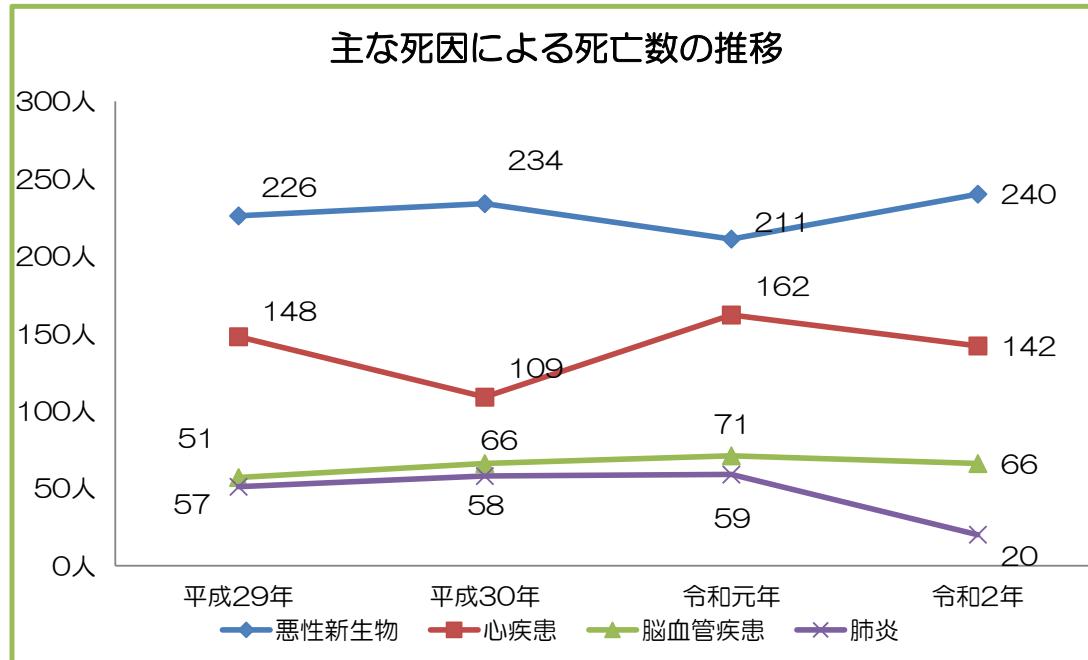
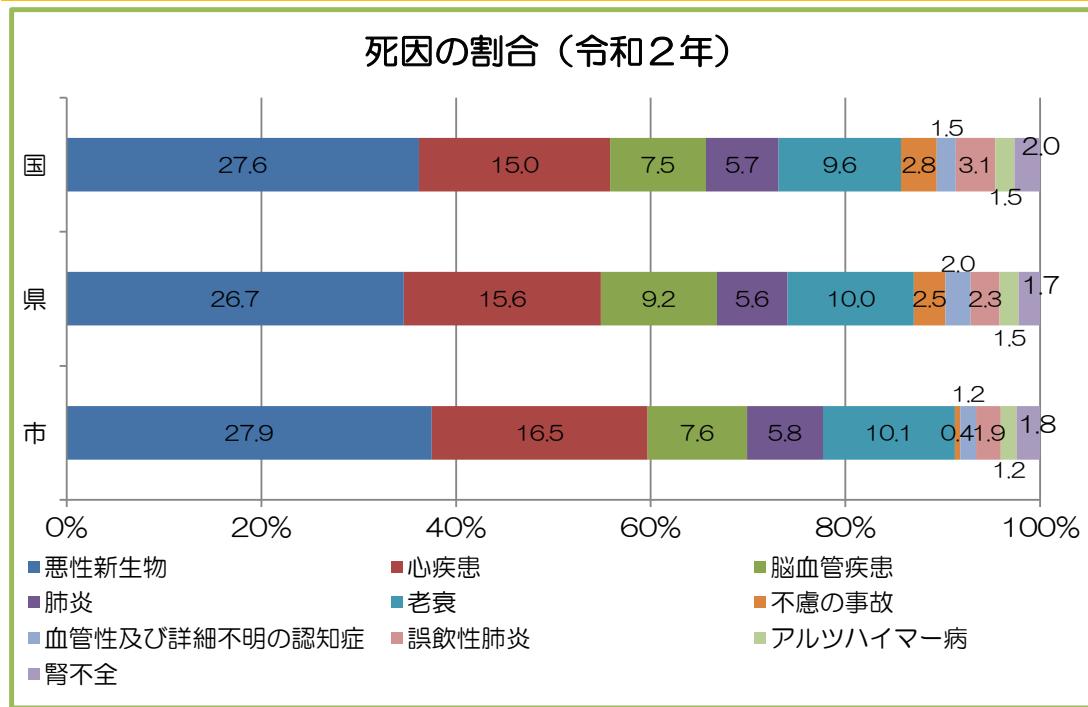


国保データベース（KDB）システム厚生労働省様式3－2
平成30年6月・令和3年6月

(3) 死因の状況

三大死因である「悪性新生物（がん）」「心疾患」「脳血管疾患」が死因の約半数を占めています。

大田原市は国・県と比較し「悪性新生物（がん）」「心疾患」の死因の割合が高く、「誤嚥性肺炎」や「不慮の事故」については、死亡割合が低くなっています。



国・県：「令和2年度版栃木県保健統計年報」、市：「令和2年度版栃木県保健統計年報」
[第1-4-2表 死亡数 性・死因（死因簡単分類）別（保健所・市町村別）]

3 地産地消の状況

(1) 農家戸数の状況

本市における販売農家戸数は年々減少傾向にあります。直近では、平成27年から令和2年にかけて、463戸の減少、比率では約13%が減少しています。

○販売農家戸数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減 (R2-H27)	増減率 (R2/H27)
大田原市	4,257	3,841	3,454	2,991	△ 463	87%
栃木県	56,016	47,833	39,810	31,993	△ 7,817	80%

農林業センサスより

(2) 地域農産物の利用及び提供の状況

農産物直売所の設置数は13箇所となっており、横ばいの状況が続いている。

○市内の農産物直売所

名称	店舗所在地	開店期間	自慢の品名
道の駅那須与一の郷 農産物直売館	南金丸1584-6	毎日（1月のみ月曜定休）	野菜・米・花・みそ・まんじゅう
羽田沼農産物直売所	羽田785	土・日曜日	米・野菜・花
あさか直売所	浅香2-3389-53	毎日（1/1～1/4休業）	野菜・漬物・みそ・米・花・果物
直売所くろっぷす侍塚	湯津上154-1	水曜日を除く毎日	野菜・漬物・まんじゅう・みそ
大田原市水遊園直売所（水遊マート）	佐良土2686 なかがわ水遊園内	毎週月曜日・第4木曜日を除く毎日	野菜・果物・米・みそ
鉢木農産物直売所	堀之内271	月曜日を除く毎日（7月～8月無休）	野菜・果物・米・みそ・漬物
大田原市 ポッポ農園直売所	片田1200先	火曜日を除く毎日（1/2/29～1/1休業）	野菜・さつまいも
大田原市黒羽温泉センター内展示直売所	堀之内674	月曜日を除く毎日	野菜・みそ・漬物
きらり佐久山 農産物直売所	佐久山2554-1	毎日（1/1～1/3休業）	野菜・果物・花卉・まんじゅう・漬物
大田原市黒羽ふるさと物産センター直売所	黒羽向町1422-1	毎日（1/2/30～1/3休業）	野菜・みそ・まんじゅう・アイスクリーム・漬物
地産野菜直売所愛菜園	加治屋83	毎日	野菜・果物・米・漬物・みそ・花
TOKO-TOKO マルシェ	中央1-3-15 トコトコ大田原1階	毎日（1/1休業）	野菜・米・弁当・惣菜
中野内直売所	中野内2123-1	月曜日を除く毎日	野菜

「那須地方の農業」より（那須農業振興事務所）

市内の6次産業化総合化事業計画の認定件数は4件となっており、こちらも横ばいの状況が続いています。

農業の6次産業化とは農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までを一貫して手掛けることで、農産物の付加価値を高め、収益力の向上を図る取組のことをいい、この取組によって農業や地域の活性化につながることが期待されています。

○市内農業者の6次産業化総合化事業計画認定一覧

認定事業者	認定計画の概要	主な販売店
農業生産法人 (株)前田牧場	既存直営店「ファーマーズカフェ」の改築、焼き肉やローストビーフ、熟成肉、餅加工品、ドッグフードの製造	直営店「ファーマーズカフェ」・「ミートショップ」、インターネット通信販売
ふかさわ梨園	「ふかさわ梨園」商品のブランド化を図り、自家産梨を使た「万能たれ」の製造	ふかさわ梨園直売所、そすいの郷直売センター、県内スーパー
小白井農園	高糖度トマトを活かした「小白井農園」のブランド化を図り、自家産トマトの小玉果等を使用した「ピューレ」の製造	自宅直売所、地元スーパー、レストランでの提供
発田 亮	自ら生産したブルーベリーを活用したブルーベリージャムや加工用冷凍ブルーベリーの製造販売及びブルーベリーの摘み取り販売を行い所得の向上を図る	道の駅那須与一の郷、ゴルフ場、自宅直売所、JA出荷

「那須地方の農業」より（那須農業振興事務所）

「とちぎの地産地消推進店」とは、年間を通じて県産農産物を利用した料理を提供する店舗又は県産農産物コーナーを設置する小売店等で、「地産地消」の推進に取り組んでいる店舗であり、令和4年度では、平成28年度から2店舗増加した市内9店舗が「とちぎの地産地消推進店」となっています。

○市内に所在する「とちぎの地産地消推進店」

種類	店舗名	所在地
料理店	中華料理 華園	大田原市大豆田210-1
	ファーマーズカフェ&ミートショップ	大田原市若草1-761
	まつ坂	大田原市美原1-6-6
小売店	(株) 塩原屋 中田原店	大田原市中田原560-1
	丸亀精肉店	大田原市城山1-6-29
	(株) たいらや 大田原店	大田原市若松町1638-1
	ベイシア大田原店	大田原市住吉町1-14-12
	ヨークベニマル 大田原住吉店	大田原市住吉町2-6-5
	ヨークベニマル 大田原店	大田原市美原1-3168-1

「那須地方の農業」より（那須農業振興事務所）

4 体験活動と食を活かした観光資源の活用状況

(1) 農業体験・交流の状況

小学校における農業体験については、学校の規模に応じて実施方法が異なりますが、市内全19校で取組がなされており、小中学校在学中に必ず1度は体験活動をしていることになります。

○小学校における農業体験の状況

実施校数	主な農業体験内容
全19校実施	田植え・稻刈り・野菜や花卉の苗植え、栽培、観察、除草、収穫など。

学校教育課調べ

市民農園においては、市民が土に親しみ、レクレーションや新鮮な手作り野菜を楽しむとともに、消費者と農業者の交流を推進しています。

令和3・4年度には109区画中、全ての区画が利用されている状況となっています。

○市民農園利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総区画数	150	150	109	109
利用区画	150	146	109	109
利用率	100%	97%	100%	100%

農政課調べ

(2) グリーン・ツーリズムの状況

グリーン・ツーリズムについては、農家民泊を推進するとともに、美しい自然豊かな大田原市で、恵まれた土地を活かし、農業を始めとする様々な体験プログラムなど、あらゆるニーズにこたえることが出来るように多種多様なプログラムを開発しています。

グリーン・ツーリズム事業を通じ、人と人との触れ合いから生まれる感動、充実感そして生きがいを感じることによる地域の活性化を図っています。

近年の農家民泊の許可取得軒数は横ばいの状況が続いており、交流人口についてはコロナ禍により大幅に減少しておりましたが、令和3年度は回復傾向にあります。

また、海外からの需要も高まっており、インバウンド対策についても検討していかなければなりません。

高まるニーズに対応できるよう、農家民宿の担い手を増やしていくことが大きな課題となっております。

○農家民宿の許可取得軒数（軒）

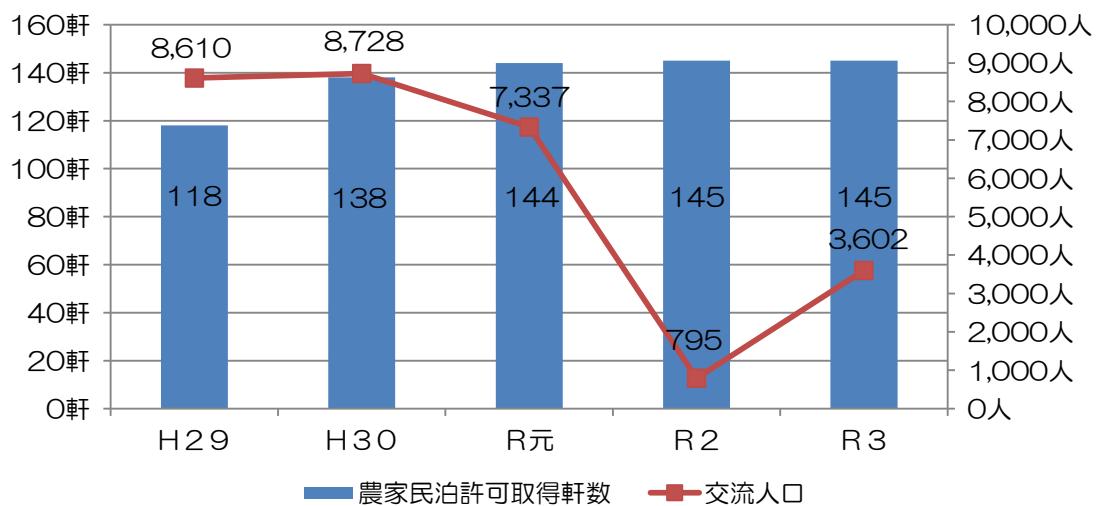
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可取得	20	20	6	1	0
累計	118	138	144	145	145

○交流人口（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交流人口	8,610	8,728	7,337	795	3,602

※交流人口については、滞在した日数に応じて、人数を乗じて算出
(許可取得軒数、交流人口はともに、市町村連携事業に係る数値)

農家民泊許可取得軒数と交流人口の推移

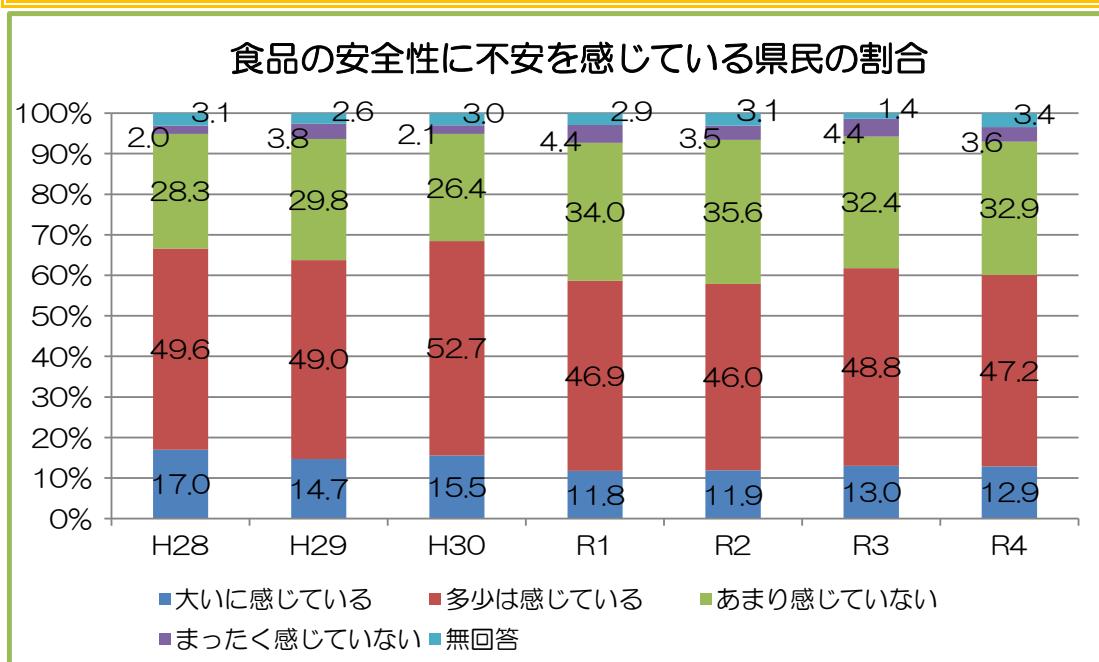


商工観光課調べ

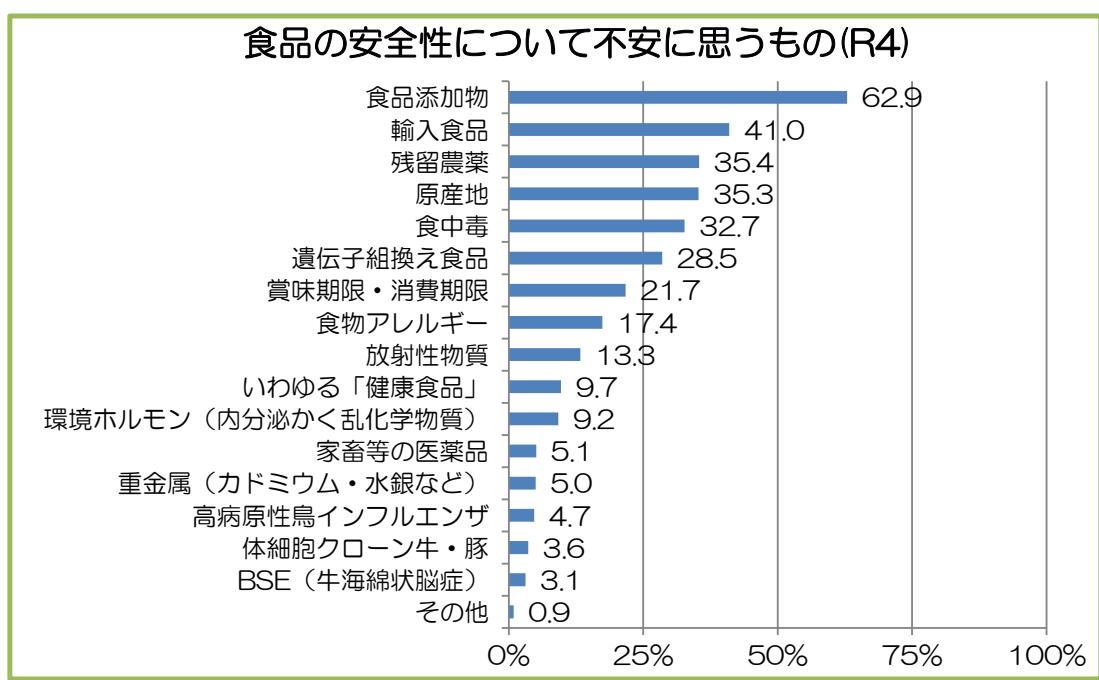
5 食品の安全性に対する意識

栃木県で行った調査によると、食品の安全性への不安について、「大いに感じている」「多少は感じている」と回答した県民は、年次による変動はありますが、約6～7割で、令和4年度は約60.1%でした。このことから、大田原市についても多くの市民が食品の安全性について何らかの不安を感じていることが推測されます。

また、特に「食品添加物」や「輸入食品」について、安全性に関しての不安があるようです。



栃木県県政世論調査より



令和4年度栃木県県政世論調査より

6 第2次大田原市食育・地産地消推進計画の主な指標や取組の状況

(1) 主な指標の結果

指標	基準	目標	結果
子どもの生活リズム 7時までに起床する割合	67.2%	増加	64.0% (R2)
主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度	62.0%	増加	64.2% (R2)
小学生における肥満傾向児の割合	13.9%	減少	15.9% (R3)
中学生における肥満傾向児の割合	9.9%	減少	12.9% (R3)
メタボリックシンドローム該当・予備群の割合	31.0%	減少	34.1% (R3)
道の駅那須与一の郷の年間利用者数	44万人	50万人	49万人 (R3)
農家民泊開業農家戸数（市町村連携）	98軒	150軒	145軒 (R3)

(2) 主な取組に関する結果

取組内容	結果
各種食育教室の開催 (もぐもぐ教室、おにぎり教室、うんち教室)	年間16回 (R4)
与一くんランチの実施	年間2回 (R4)
子ども食堂の実施	年間66回 (R3)
食生活改善推進員との協力事業（3歳児健康診査での食育）	年間9回 (R3)
小児生活習慣病予防健診（及び事後指導）の実施	市内27校 (R4)
農家民泊事業	交流人口3,602人 (R3)
フードドライブの実施	年間477回 (R3)
環境保全型農業直接支援対策事業	申請件数13件 (R4)

（3）食育・地産地消をめぐる課題

○食に関する生活について

時代とともにライフスタイルや家族の形態が変化し、就寝時間が遅くなったり、望ましくない食生活が増加する恐れもあることから、広い世代に対して継続した食生活の改善に関する取組を行うことが重要となってきます。

○市民の健康について

高血圧等の生活習慣病については増加傾向にあり、特に糖尿病・糖代謝異常（※）についてはコロナ禍の生活様式の変化等の影響により増加が見られています。健診の受診や健診結果から、予防と早期発見の推進を継続して行うことが重要です。

また、生活習慣病の予防のために子どもの頃からの肥満予防や食生活の重要性を家族を含めて普及・啓発することも大切です。

さらに高齢期では些細なことがきっかけとなり、徐々に心身が弱り、要介護状態へとつながりやすいため、栄養、体力、社会参加でフレイルを予防することが重要です。

○地産地消について

食品への安全性に不安を感じている県民の割合が高いことから、地域の安全で鮮度の高い農産物を、地域で消費する機会を増やすことが必要です。

また、地域の伝統的な食文化について、地域の農産物を活用しながら守ることにより、地域への愛情を育むことが大切です。

○体験活動と食を活かした観光資源の活用について

グリーンツーリズム事業については、コロナ禍により交流人口が減少傾向となっていますが、今後はインバウンド対策など、様々なニーズに対応していくことが重要となります。

また、市民農園、小中学校における農業体験活動などは大きな成果を挙げているところですが、今後も食に対する関心や理解促進の継続が必要です。

○食品の安全性に関する意識について

食品に対する安全性についての意識調査では、食品添加物や輸入食品が上位であることから、地域の安全で安心な農作物を地域で消費する地産地消の推進が重要となります。また、残留農薬や放射性物質に対して不安に思う割合が一定数あることから、残留農薬検査やモニタリング検査を継続していく必要があります。

（※）糖代謝異常

空腹時または食後の血糖値が異常に高くなった状態

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本来、食に関する知識や興味は、家庭の中で自然に身に付くものと考えられてきました。しかし、多様化するライフスタイルの中で、食に関して知識を得る場が少なくなっています。

食育とは、食に対する興味や関心を育み、これをきっかけに、私たちを取り巻く様々な事象に目を向けるための教育です。

本市においては、様々な環境の変化に対応しつつ、市民一人ひとりが食について意識を高めながら人間形成を図り、食の自立へとつなげていくとともに、「大田原市」を食を通して身近に感じることができるように次の理念を定めて食育・地産地消を推進します。

○基本理念

子どもから高齢者まで生涯を通じた食育と
食べ物を大切に思う心を育みます

2 基本目標

基本理念をもとに、次の2つを基本目標として掲げ、これに沿って施策を展開します。

①人生100年時代に対応した食育の推進

人生100年時代を健康的に過ごすためには、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた食育への取組が必要です。

食の自立への土台作りを行っていく乳幼児期から始まり、児童生徒においては、食に関する正しい意識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携とともに、学校給食を中心として学校教育活動に食育を関連させて実施することにより、食育を推進します。

さらに、継続した食育を推進していく観点から、成人期以降も健康的な食事について普及啓発することにより、子どもから大人までの健康的な食生活への理解を促進します。

市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活を実施することができるよう、市独自で作成したライフステージに応じた食生活の指針を基本とする健康的な食生活の普及啓発を図ります。

指標	基準年度	基準値	目標(R9)
子どもの生活リズム 7時までに起床する割合	R2	64.0%	増加
主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度	R2	64.2%	増加
小学生における肥満傾向児の割合	R3	15.9%	減少
中学生における肥満傾向児の割合	R3	12.9%	減少
メタボリックシンドローム該当・予備群の割合	R3	34.1%	減少
70歳において適正体重を維持している人の割合	R4	53.5%	増加
75歳において適正体重を維持している人の割合	R4	57.4%	増加

②食への感謝を醸成する食育の推進

食は自然から受ける恵みであり、食に携わる多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、自然や食に感謝し、大切にする心を育てます。

また、本市の安全安心で優れた農産物の利用の拡大と、伝統的な食生活を継承発展させることにより、郷土への愛着を醸成します。

指標	基準年度	基準値	目標(R9)
道の駅那須与一の郷の年間利用者数	R3	49万人	55万人
農家民泊開業農家戸数（市町村連携）	R3	145軒	150軒

第4章 施策の展開

1 人生100年時代に対応した食育の推進

(1) 健康的な食事の推進

目指す方向

○市民に健全な食事についての普及啓発を図ります。

○地区組織及びボランティアとの協働により、家庭における健康的な食事の重要性について普及啓発を図ります。

現状と課題

○朝食は1日の食事の要であり、体のメカニズムからも欠かすことができないものです。

朝食欠食が肥満など生活習慣病につながりやすいことも分かっています。

○健診結果で要指導・支援となる対象者は特に朝食欠食者が多いようです。

男女ともに働く世代に朝食欠食者が多く見られるとともに、発達段階にある子どもの中にも一部みられます。

○就寝前2時間以内に夕食を食べる人が、平成28年度11.1%から令和3年度17.

0%に増加しています。多様な生活背景から生活リズムを乱し、夜食などの習慣が朝食欠食に結び付いていることが考えられることから、一人ひとりが食が身体に及ぼす影響に関する知識と予防のための実践力を身に付けることが重要です。

施策の展開

○大田原市ライフステージに応じた食生活の指針の普及啓発

市民一人ひとりが自身の食生活を自ら見直せるように、それぞれの身体的特徴に応じた食生活の見直しのための指針となる「大田原市ライフステージに応じた食生活の指針」を普及啓発します。

○早起き・早寝・朝ごはん運動の推進

各種定例事業（母子保健事業・成人保健事業・介護予防事業等）を実施し、朝食の大切さや生活リズム確立の重要性等について普及啓発を図ります。

○健康的な食事の啓発活動の推進

各種情報媒体を活用し、保育園や幼稚園、学校に通う子どもやその家族に、食事の望ましい内容や量などに関する情報の提供に努めます。

○食生活改善推進員活動の支援

地域住民の食生活の改善を目的として、市とともに主体的に地域の健康づくりに取り組むボランティア活動を展開する食生活改善推進員の活動を支援します。

○大田原市ライフステージに応じた食生活の指針

	身体的特徴	危険因子・疾病	生活背景	栄養面からの健康づくり
乳幼児期	発育が盛んな時期 感覚機能、咀嚼機能の発達が著しい時期 運動が活発 生理機能が自立する時期 生活習慣の基礎が形成される時期	肥満 やせ アレルギー むし歯 誤飲 不慮の事故	保護者に依存、影響 授乳、離乳食 集団生活を開始し、皆と同じ食事を食べる経験	食べたい意欲がつくられる、食に興味を持つ よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ 食事をとおしてコミュニケーションを大切にする 楽しい雰囲気の中で一緒に食べている人に関心を持つ 規則正しい食習慣の基礎をつくる よくかんで食べる（咀嚼や嚥下機能の発達に応じた食事の形態、種類に配慮する） 発達に応じた食事で味覚の形成を促す
学童期	心身の発達が著しい時期 子どもから大人への移行期 生殖機能の成熟期 筋肉、骨格の発達期	肥満 やせ 貧血 脂質異常 高血糖 高血圧 むし歯	生活リズムの乱れ (特に睡眠不足) 食生活の乱れ(朝食欠食、夜食、間食、偏食) ファストフード、スナック菓子、清涼飲料水などの過剰摂取 (おやつ、部活後・塾前後の間食) 野菜摂取不足 過度のダイエット (コロナ禍による) 活動量の不足	1日の食事リズムをとおして、健やかな生活リズムを身に付ける 主食・主菜・副菜を基本に食事のバランスがわかる 食生活や健康を大切だと思うことができる 自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる 自分の成長に応じた適正体重を理解する 自然と食べ物との関わり、地域と食べ物とのかかわりに関心を持つ 家族や仲間と一緒に食事づくりや準備を楽しむ 自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる
若年期	活動量が最大の時期	生活習慣病の発症 肥満 やせ 脂質異常 高血糖 高血圧 歯周疾患 ストレス	生活リズムの乱れ 生活環境の変化 男:進学、就職、結婚、配偶者の出産、育児 女:進学、就職、結婚、出産、育児 食生活の乱れ、偏り 朝食欠食 活動量の不足	1日の食事リズムをとおして、健やかな生活リズムを身に付ける 主食・主菜・副菜を基本に食事のバランスをとり、次世代にも伝えることができる 食生活や健康を大切だと思うことができる 自分の身体の状態や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量にできる 自然と食べ物との関わり、地域と食べ物とのかかわりに関心を持つ 食事と健康を結びつけて考えることができる 食生活や健康に関連した情報を得て、理解して、利用できる
中年期	生活習慣病発症が急速に増える時期 社会的には活動的な時期であるが身体的機能が徐々に低下する時期 様々な体調変化がおこる時期	循環器疾患 高血糖 脂質異常 高血圧 肥満（メタボ） 更年期障害 がん 歯周疾患 骨粗鬆症 ストレス ロコモティブシンドローム	生活リズムの乱れ 男:飲酒習慣、喫煙習慣が多い時期 女:ライフスタイルの変化が著しい時期 働き盛り(社会的責任) 退職による環境変化 (身体的、精神的、社会的な生活環境の変化) 食生活の乱れ、偏り 朝食欠食 活動量の不足	1日の食事リズムをとおして、健やかな生活リズムを整えられる 主食・主菜・副菜を基本に食事のバランスをとり、次世代にも伝えることができる 食塩や脂肪は控えめにする 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量にできる 自分の身体の状態や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる 食事と健康診査のデータを結びつけて考えることができる 食生活や健康に関連した情報を得て、理解して、利用できる
高齢期	生活習慣病予防に加えフレイル予防に取組む時期 運動機能や口腔機能の低下、低栄養に注意を要する時期	慢性疾患の受療、複数の疾患にかかりやすい、要介護状態・認知症の発生率が高くなる、骨粗鬆症、骨折、肥満、やせ、口腔機能低下（オーラルフレイル）	加齢による身体機能、活動量の低下 若い頃からの生活習慣 食生活の偏り 喪失体験 社会とのつながり減少	3食とり欠食はさける 主食・主菜・副菜を基本に食事バランスをとり、次世代に伝えることができる タンパク質をしっかりとる 家族団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加する 自分の身体の状態や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる

（2）乳幼児期における食育の推進

目指す方向

- 生涯の生活習慣病予防はもとより「子どもが自立を獲得していくプロセス」として、健
全で正しい食習慣や選択力を身に付ける食の自立への土台作りを目指します。
- 生活リズムの重要性を乳幼児健康診査や育児教室等で普及・啓発していきます。

現状と課題

- 子どもが朝食を食べる割合は約96. 4%と高い割合となっていますが、その反面、成
長期でありながら食べない子どももいるという事実もあります。
- 平成28年度と令和2年度に実施したアンケートの結果を比較すると、起床については
7時前に起床する子どもが67. 2%から64. 0%に減少しています。就寝について
も午後9時までに就寝する子どもが31. 2%から24. 7%と減少しており、午後
10時以降に就寝する子どもが16. 8%います。
- 保育園給食の栄養価は充実していますが、家庭での食事については、食材の偏り、量、
食事時間等の食の格差が大きいのが現状です。
- 乳児期は、発達に応じ、離乳食を通して味覚の形成や口腔機能の発達（咀嚼の力をつける）、食事リズムの確立などの食べる力を育てていきます。乳児健康診査や各相談では
口腔機能の発達と離乳食を結び付けて進めることに課題がみられます。
- 幼児期は、3歳児健康診査などの健診や各相談では、肥満やむし歯の課題があり、その
背景には、過剰な間食や清涼飲料水を飲む頻度の多さ、だらだら食べなどが挙げられま
す。
- 保護者の育児力（経済・保護者の疾病・個性など）の差が見受けられ、支援のあり方にも工夫が求められています。保護者も含めた家族全体が食生活の見直しができるよう、
集団や個別の栄養指導を充実させる必要があります。

施策の展開

○食や生活に関する知識の普及啓発

乳幼児の規則正しい生活習慣づくりを図るため、乳幼児健診を中心に乳幼児期からの生活リズムの重要性や食習慣等、生活習慣に関する知識の普及・啓発を今後も継続して実施していきます。

○食習慣の基礎づくり

乳幼児期における食習慣の基礎づくりを離乳食から個別性に応じ支援します。

○保育園の給食メニューの家庭への推奨

保育園の給食メニューは日常の食事として勧めているので、日常食としての給食メニューを紹介し、家庭でも日常食を規範として、家族の健康保持増進につなげていきます。

○各種相談の充実

保護者も含めた家族全体の食生活の見直しができるよう、集団や個別の栄養相談を充実させていきます。

活動紹介

○「園児に人気、給食メニューを家族で食べよう」

保育園給食を基にし、食事バランスや時間、食文化などが分かる献立マップ作りや、家族（家庭）での対話につながる食材図鑑作成などを行っています。

■給食の一例



■食材図鑑



○大田原市公立保育園の食育の紹介

大田原市公立保育園の給食と食育

保育園での給食と食育への取り組みは、「保育所保育指針」「保育所における食に関する指針」「児童福祉施設における食事の提供ガイド」「保育所における食事の提供ガイドライン」に基づき行っています。大田原市公立保育園では、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」より「食育を通じて子どもに期待する育ちの姿」として掲げている「5つの子ども像」を食育目標としています。

※5つの子ども像・・・「保育所保育指針」で述べられている、保育の目標を食育の観点から具体的な子どもの姿として表したもの

5つの子ども像

- 1.お腹がすくリズムのもてる子ども
- 2.食べたいもの、好きなものが増える子ども
- 3.一緒に食べたい人がいる子ども
- 4.食事づくり、準備にかかわる子ども
- 5.食べ物を話題にする子ども

みんなでおいしく！



食育への取り組みでは、毎日の給食を楽しい雰囲気の中でおいしく食べることを大切に進めています。おいしく食べるためには、食材ばかりでなく調理工程でも安全でなければなりません。新鮮な地場産の旬の食材を取り入れ衛生管理をしながら安全な給食作りをしています。特に、食の経験も少なく消化能力が未熟な乳児については、個別的な配慮も行っています。また、お腹が減っていなければおいしく食べることはできません。楽しい給食の時間にするためには、子どもたち自身が準備に関わり、みんなで食べながら（共食）、食への興味が高まることで楽しさも増していきます。

食育がイベントにならないよう、生活に根付いた取り組みを行い、生涯にわたって役立つ力へと結び付けていくよう取り組んでいます。

食事のマナー、食器と食具

みんなでおいしく食べるには、「食器や食具の使い方」「姿勢・食べ方」「あいさつ」などのマナーを身につけることも必要となります。身近な保育者の日常活動のなかでの行動をみて、手本としたり、子どもたちの発達に応じた遊び等から、自然な形でマナーが身につくように取り組んでいます。

また、上手に食べることができるようになることも大切です。給食で使う食器や食具は、子どもたちの発達に合わせたものを使用しています。そうすることで、上手にすくうことができたり、姿勢よく食べることができるようになります。



献立

献立は、生活習慣予防やアレルギー対策のために和食中心とし、バランス（栄養価値、量、味付け）を考慮して立てています。とくに「だし」は、かつお節や昆布を使用し、ドレッシング等もできる限り手作りとして、添加物の少ない薄味の献立にしています。今は、苦手で食べることができなくとも、大人になるまでに食べることができるよう、食の体験を積み重ねている時期と捉えています。将来、保育園の給食を思い出して…懐かしい。と感じてもらいたいながら、献立の組み合わせも覚えていて、大人になった子どもたちが、自分自身の食生活の参考になると定番の家庭料理を組み合わせています。

菜園活動 「育てて、食べる」

野菜を栽培、収穫し食べることは、食材としてではなく植物の成長過程を知ることにつながり、親しみを持ちながら、「いきもの」として捉えることにつながります。命を大切にすること、自然の恵と働くことの大切さを知り感謝の気持ちを持って食事を味わうようになります。



発達に沿った取り組み

自分の体がこれからどうなるか（大きくなるのか小さくなるのか）考え、大きくなるためにはどうしたらよいのか発達に沿った内容で考えていきます。

3歳～自分のおやつの量を確認します

手先、指先が器用になってきている時期です。自分のお皿（手のひら）にのせて、量を確認します。



4歳～自分のおやつのおにぎりを握ります

食への興味も高まり、食材と料理名が結びつき調理に関わりたい気持ちが強くなってきます。器に盛られたご飯を握っておにぎりにします。



5歳～自分の食べたものの行方を理解して食事を考えます

自分の体のなかを通って出てきた尿や便は、今の自分の健康状態を教えてくれるものです。確認することで、身体と健康に関心を持ち、健康な尿や便にするための生活や食事を考えます。



（3）学校における指導の充実

目指す方向

- 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校給食を生きた教材として活用しつつ学校教育活動全体を通じて食育の推進を図ります。

現状と課題

- 学校教育活動全体において、食育を各教科・特別活動等の指導と関連させて実施するとともに、学校給食における地元農産物の活用の確保と充実を図っています。
- 児童生徒を対象とし、農業体験等の機会の充実・拡大を図り、生産者との交流を促進するための取組を推進しています。
- 学校で望ましい食に関する指導を行っても、家庭での保護者の意識が変わらなければ子どもたちのより良い食育の実践に結びつかないため、粘り強く繰り返し指導することが必要となっています。

施策の展開

- 食に関する指導体制の充実
 - ・食に関する指導の中核となる学校栄養職員に対する研修の充実を図ります。
- 指導内容及び給食の充実
 - ・児童生徒が食に対する理解を深め、興味が高まるよう農業体験や生産者との交流を啓発します。
 - ・給食を生きた教材として活用できる献立の充実と地元農産物の活用を啓発します。
 - ・各種研修を通じて、国や県が作成した食生活学習教材の活用を啓発します。
- 家庭・地域との連携促進
 - ・給食主任や学校栄養職員と連携し、「食育だより」あるいは「ホームページ」等を活用して家庭や地域に向け情報を発信し啓発します。
 - ・「知育」「德育」「体育」の基本は「食育」であることを、家庭や地域に認識させるための取組を進めます。

活動紹介

○与一くんランチ

大田原市教育委員会では平成29年度から学校給食における地元農産物の活用を推進した「与一くんランチ」を県民の日がある6月と全国学校給食週間のある1月の年2回を目安に継続して提供しています。活用率は栃木県が示す地元農産物50%を目標にしています。

事業の目的は、単に大田原市産の食材を使用することだけではなく、生産者と消費者が近い距離にあることで、感謝の気持ちや食べ物を大切にする心を養うなど食育の推進も含まれています。

また、地産地消活動に意欲的かつ主体的に取り組んでいる優良な事業として、与一くんランチが「とちぎ地産地消夢大賞奨励賞」を受賞しました。

■与一くんとなっちゃんによる普及啓発



活動紹介

○地域応援ランチ

大田原市農政課と連携し地元農産物活用支援事業の取り組みとして、「地域応援ランチ」を提供しました。県産牛肉をメインにした給食は児童生徒に喜ばれ、地元商店から地場農畜産物を購入することで、地元の商店や生産者を支援することができました。

■地域応援ランチのメニュー



（4）多様な環境にある子どもに対する食育の推進

目指す方向

- 食育の観点から食事の提供や栄養管理を行うことにより、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

現状と課題

○乳幼児期は子どもの健やかな発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期となります。

また、それに応じた必要な栄養量を確保することが重要となります。

○乳幼児健診時、発育発達の不良な乳幼児については、多面的な視点から原因の確認と支援をしています。経済面についても問診等から確認し、必要な支援に繋いでいます。

○社会福祉協議会に生活困窮者自立支援相談を委託しています。

○市内で開設している子ども食堂が1か所あります。（民間運営）

○市では子ども食堂についての具体的な情報収集と、必要な方に情報提供をしています。

施策の展開

○学校給食費の補助

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。

○食育と健康保持の推進

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

○子ども食堂の普及啓発

子ども食堂について必要とする方への情報提供をするとともに、活動について普及啓発します。

活動紹介

○子ども食堂

両親の共働きや核家族化の影響によって、子どもだけでの食事が増えています。また、経済的な理由で十分に食事が取れない家庭もあります。

子どもの成長には栄養バランスのとれた食事が必要です。地元の食材を使った栄養満点の暖かいごはんをつくり、みんなで食卓を囲むことによって大勢で食べる食事の楽しさを感じられます。

そんな場所や機会を、子どもやその親、または地域の人々に対して提供しているのが子ども食堂です。

本市に所在する子ども食堂は民間運営で、特色のある活動をしています。

温かく栄養のある食事の提供だけでなく、学習支援や料理の体験、また、地域のコミュニティの場となっている子ども食堂もあります。

それらは「子どもが元気に心豊かに育つこと」を考えた活動となっています。

子ども食堂は寄付やボランティア、食材の支援など、様々な形での支援の輪で成り立ついわば地域の皆さんのが主役となる活動です。

活動に対する皆様の正しい理解と、温かいご支援をよろしくお願ひいたします。

■子ども食堂



（5）栄養バランスのとれた食生活の推進

目指す方向

- 市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活を実施することができるよう支援します。
- 健康を維持増進するためには、栄養、運動、休養が基本にあるということを理解し、実践できるよう普及啓発します。

現状と課題

- 栄養に高い関心があっても、長年の生活習慣からの行動改善は難しいことから、個人の具体的な生活改善につながる支援への取組が重要です。
- ライフスタイルの多様化に伴い食生活の課題も多様化しています。特に食生活では朝食欠食、野菜不足や塩分の過剰摂取などが各ライフステージで課題となっています。
- 全てのライフステージに共通して体格問題（特に肥満、内臓脂肪の蓄積）が目立ち、生活習慣病の発症が危惧されます。
- 市民一人ひとりが健全な食生活を送るために必要な知識や判断力、実践力を培える環境整備が必要です。

施策の展開

○栄養バランスのとれた食事の普及啓発

- ・市独自で作成した、ライフステージに応じた食生活の指針に関する資料を活用することで、栄養バランスのとれた食事の普及啓発を図ります。
- ・高齢者の栄養バランス等（低栄養予防、偏食の減少、適量の確認）に配慮した食生活知識の普及啓発を図ります。
- ・食生活改善推進員が実施する、地域の健康づくり活動を支援します。

○減塩の普及啓発活動の推進

- ・離乳期からの健全な味覚の形成を支援します。
- ・各種情報媒体を活用して、食品に含まれる塩分量や、塩分控えめでもおいしく食べられる料理等、減塩に関する情報を提供します。
- ・保育園や幼稚園、学校と連携して子どものころからの減塩習慣の定着化を推進します。

○専門知識を有する人材の育成と活用

- ・日本栄養士会（各職域栄養士）との連携により、知識・技術・マネジメント・給食管理等のスキルアップを図ります。
- ・専門職間の連携を図り、指針を共有し普及啓発を図ります。
- ・地域に食生活改善を普及するための人材育成として食生活改善推進員を育成します。
- ・食生活改善推進員が地域に根差した活動ができるよう支援します。

○食育計画ライフステージ表

	課題	対策
小児期	・「肥満度20%以上」の割合を全国・県と比較すると、本市は特に小学5・6年生の肥満が多い。	・小児期の肥満は将来の肥満や生活習慣病に移行する可能性が明らかにされていることから、学校や医療機関等と連携、協力しながら小児肥満予防に取り組んでいく。
若年期・妊娠期	・ライフスタイルの多様化に伴い、食に関する課題も多様化 ・食生活の偏り ・朝食欠食 ・生活習慣病の早期発見 ・活動量不足	・若年健診（30～39歳）と事後指導 ・生活習慣病発症予防、重症化予防対策事業 ・健診を通して自身の体について知り、原因となる生活習慣の改善に取り組み、継続的な健診受診の必要性を理解できるよう支援する。
	・妊娠のやせ、肥満	・母子健康手帳発行時に面接を行い、妊娠をきっかけとして、妊婦本人の健康、体重管理指導、家族の健康なども含め、生活習慣病発症予防のための支援を行う。 ・産婦に対しての保健指導の実施。
中年期	・特定健康診査において40～59歳男性は健診受診率が低く、40～64歳は健診も治療も受けていない者がいる。 ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が国県同規模自治体平均より高い ・高血圧、高血糖、脂質異常、高尿酸、肥満等の生活習慣病リスクを複数持つ者の割合が高い	・自身の健康状態を知るために、健診の受診を勧める。（申し込み方法：Web・電話・FAX等） ・市民健診と事後指導 ・治療の有無に関わらず、情報提供と保健指導を行う。（メタボの概念、リスクを伝える） ・重症化予防対策、栄養相談 ・糖尿病重症化予防プログラムの推進
	・20歳時体重から10kg以上の増加 ・多量飲酒者が多い ・活動量の不足 ・喫煙習慣 ・食生活の偏り 健診受診者の問診項目より生活習慣からみえる課題	※市広報「健康おおたわら塾」にて健康情報の発信 ホームページ、よいちメール、Facebook、Twitterなどで周知 ※各種健康教育 ・健幸ポイント事業（健康に関する知識を得るとともに運動の習慣化を図る） ・市民と協働による健康づくりを担う各組織活動の支援
高齢期	・加齢とともに生活機能が低下する。 ・65歳年度到達者の介護予防実態調査から見える課題 -男性の約3割の人が肥満傾向にある。（BMI25以上） -女性では2割を超える人がやせ・低栄養傾向にある。（BMI20以下） ・若い頃からの望ましくない生活習慣の継続	・介護予防に必要な知識の普及啓発を実施 フレイル予防の普及啓発（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防など） ・健診受診者に対しバランスの良い食事や適量の情報提供と、適正体重についての情報提供を行う。

※は全てのライフステージ共通

活動紹介

○高齢者の栄養講和

高齢期には若いころからの生活習慣に加え、加齢による身体機能低下や活動量の低下が起これば食欲に影響が出ることや、口腔機能の低下によって低栄養などの問題が現れてきます。適正体重を維持するためにバランスの良い食事や食事摂取量の目安などの情報提供を行っています。

高齢者ほほえみセンターなどの高齢者の活動の場では、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、認知症予防など介護予防に必要な知識の普及啓発を実施しています。

■高齢者の栄養講和の様子



（6）生活習慣病発症予防の推進

目指す方向

- 生活習慣の形成される小児期から生活習慣病を早期に発見、発症予防します。
- 小児期の肥満は将来の肥満や生活習慣病に移行する可能性が明らかにされていることから、学校や医療機関等と連携協力しながら小児肥満予防に取り組んでいきます。

現状と課題

- 「肥満度20%以上」割合を全国・県と比較すると、県と同程度ですが、全国に比べると小・中学生ともに肥満が多い状況です。
- 小児生活習慣病予防健診では特定健診と同様に肥満、脂質異常、高血圧が課題となっています。
- 食事の偏りは生活習慣病と深く関わっていることから、市民の健康増進のため食生活の改善を推進する取組とともに、事業の周知啓発に関する取組が重要です。

施策の展開

- 段階に応じた生活習慣病予防
 - ・妊娠中の適正体重管理について指導を行います。
 - ・保育園や幼稚園、学校と連携して、子どもを中心とした家族ぐるみの肥満予防や食生活の重要性を普及啓発します。
 - ・小・中学生に対する健診事業を実施することにより、規則正しい食生活や健康の大切さについて関心を高めることで生活習慣病の早期発見と発症予防を図ります。
- 健康的な生活習慣を形成し、将来の生活習慣病の予防に努めます。
小児生活習慣病予防健診の結果から、指導が必要な小・中学生に対し、学校と市が連携協力しながら、相談・指導を行います。
- メタボリックシンドローム等に関する普及啓発
 - ・メタボリックシンドロームについて、予防策、改善方法を広く普及啓発します。
 - ・自身の健康状態を認識し、身体のメカニズムと食生活習慣の関係を理解することで自主的に改善する意識付けを行うため、健診結果の保健指導を個人に応じて実施します。
- 健診結果面接率の向上
健診結果説明会に限らず、健診結果を理解いただくために、結果返却の面接率の向上に努めます。
- 生活習慣病重症化予防の推進
特に糖尿病重症化予防は、国を挙げての取組であり、本市においても従来の重症化予防事業、栄養相談とともに継続していきます。

活動紹介

○小児生活習慣病予防健診及び事後指導

正しい食生活や健康の大切さについて関心を高めるとともに、全国的に増加している小児期からの生活習慣病を早期に発見し、予防することを目的に、小児生活習慣病予防健診を実施しています。

また、健診結果について学校と市が連携協力し、保護者及び児童、生徒に対する食事や生活習慣改善の相談指導を実施しています。

■小児肥満予防講演会の様子



■小児生活習慣病予防健診の様子



○食生活改善推進員との協力事業（3歳児健康診査での食育）

3歳児健康診査会場では、受診の待ち時間を利用し、おやつの役割や適正量、バランスの良い食事について、食生活改善推進員が普及啓発しています。保護者と子ども自身が、「おやつの量はこれくらい」と共通認識してもらう機会としています。



2 食への感謝を醸成する食育の推進

(1) 食に関する体験活動の促進

目指す方向

- 「食が生きることの基本」であることに立ち返り、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動を促進します。
- 美しい自然豊かな大田原市で、恵まれた土地を活かし、農業を始めとする様々な体験プログラムなど、あらゆるニーズにこたえることができるよう、多種多様なプログラムを開発します。
- 人と人とのふれあいから生まれる感動、充実感そして生きがいを感じることによる地域の活性化を図ります。

現状と課題

- 市民農園の利用率を見ると、例年ほぼすべての区画での利用がなされており、一般市民が農に親しむ貴重な機会となっています。
- 小学校での体験学習の成果を見ると、子どもたちの多くが農業体験の機会を得てはいますが、食に対する関心や理解促進の継続と一層の向上が今後も重要となっていきます。
- 農家民泊のニーズは高まっており、特に都市部の中学校等において、教育旅行への農家民宿活用が急激に増加しています。
- また、海外からの需要も高まっていることから、インバウンド対策も必要です。
- 高まるニーズに対応できるよう受入農家を増やすことが課題となっています。

施策の展開

○農に親しむ機会の提供

一般市民が農に親しむ機会を積極的に得るために、市民農園の開設を継続します。

○学校における農業を中心とした食育の推進

子どもたちの農業や食に対する理解や興味を促進するため、体験学習の一層の推進を図ります。

○農家民泊の推進

- ・農家民宿開業者のための料理講習会や視察研修会を開催し、地元農産物の魅力を再確認します。
- ・地域の食文化にも触れることができる農泊地域として、インバウンドの誘致も実施していきます。
- ・農家にとって新たな収入源を得ることができ、加えて、農業体験による学生等との交流や地域資源を活用したプログラムを提供することによって自ら農業の魅力を再発見し、地元愛の醸成が期待されます。

活動紹介

○子どもたちの体験学習

明日を担う子どもたちが、総合的な農作業の体験や収穫された農作物の加工等を通じて「作物を育てる楽しさ」や「収穫の喜び」「生きるものへの力」等を実感することにより農業に対する理解や興味を促進するために市内各校で行われている活動です。

■体験学習の様子



○農家民泊事業

農家にとって新たな収入源を得ることができ、加えて、農業体験による学生等との交流や地域資源を活用したプログラムを提供することによって、農家や地域住民のやりがいにつながり、地元への愛着を強くすることができます。また、令和2年度には、しもつかれとけんちん汁等で国から「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の認定を受けました。

■農泊の様子



■しもつかれとけんちん汁



（2）地産地消の推進

目指す方向

- 消費者と生産者との顔が見える関係づくりや消費者ニーズに対応した地産地消の取組を推進します。

現状と課題

- 食品への安全性に対する意識調査では、不安を感じている県民の割合が60.1%であり、また、食品の安全性に不安に思うものの割合では鮮度や原産地を挙げている県民の割合が多いことから、地域の安全で鮮度の高い農産物を、地域で消費する「地産地消」が大切となります。
- また、消費者が生産者と触れ合う機会を増やすことにより、信頼関係を構築し、市民の豊かな食生活が実現することができます。
- 大田原市では日本酒に代表される発酵食品が多く存在していますが、食の多様化により伝統的な食文化である発酵食品の重要性への理解が薄れてきています。

施策の展開

○農産物生産振興と地域での消費の推進

米、麦等の基幹作物の生産を維持しつつ、野菜等の園芸作物の生産を拡大し、併せて地域での農産物の消費向上を啓発します。

○地元農産物の利用及び提供の拡大

農産物直売所や農村レストラン等を通して地元農産物の提供を拡大するとともに、JAなすのや県と連携し、地元農産物の円滑な供給に向けた取組を支援します。

○発酵のまちづくり

「大田原市発酵のまちづくり推進協議会」と連携し、大田原市の伝統的な発酵食品の普及啓発を行います。

○食を生かした観光の促進

「大田原市ブランド推進協議会」の活動により、大田原の歴史とロマンにあふれ、自然豊かな環境のもとで生産される大田原産品、観光資源等を「大田原ブランド」として認定し、市内外に情報を発信することにより、本市の知名度の向上、産業の振興及び地域の振興及び地域の活性化を図ります。

活動紹介

○大田原市発酵のまちづくり推進協議会

本市では、昔から発酵技術を利用した食品が数多く造られてきました。その代表格が、酒、味噌、醤油などです。酒については栃木県内で有数の、三つの酒蔵が営む「地酒のまち」です。

さらに、麹屋による昔ながらの味噌造りや、最近ブームになっている甘酒の製造の盛んなまちでもあります。

本市は、平成28年11月に「全国発酵のまちづくりネットワーク協議会」に入会したところでもあり、これを機に市内の発酵食品の製造業者を中心とした「大田原市発酵のまちづくり推進協議会」を立ち上げ、発酵のまちづくりを推進していくこととなりました。

今後は、これら発酵食品の良さを広く市民にPRしたり、発酵食品や発酵技術を活用した新たな商品を開発したりする活動を通して、発酵の文化が息づく活気あるまちづくりを目指していきます。

■大田原市発酵のまちづくり推進協議会でのみそ玉づくり体験会と

トコトコ大田原でのPRパネルの展示



○農産物直売所

大田原市内には現在13か所の農産物直売所があり、その地域ならではの新鮮でおいしい地元農産物を販売しています。

■農産物直売所の一例



(3) 食品ロスの低減

目指す方向

- 食品ロスの低減のために食べ残しを減らすことを啓発します。
- 食品ロスの活用が地域の課題解決につながることに目を向けていきます。
- 食を通して、地域住民同士が助け合う共助の関係づくりを構築していきます。
- 既存の地域で活動する地域福祉活動にフードバンク活動の支援を取り込んでいきます。

現状と課題

- 日本では、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が年間52万トン（※）発生していると推計されていますが、これは、世界全体の食品援助量の約2倍で、国民一人あたりが毎日茶碗1杯分（約113g）を捨てている量に匹敵します。食品ロスの低減のためにも一人ひとりの意識づくりが大切となります。
- 現在「とちぎボランティアネットワーク フードバンク県北」が、大田原市や県北地域の企業や個人の方から食品を募り、食糧を必要としている個人や家庭、施設に届けています。頂いた食品等の保管・管理のほか、食品を集めることと配布先については、市や大田原市社会福祉協議会と連携して実施しています。

（※）環境省発表令和2年度推計値

施策の展開

- 食品ロスの軽減
 - 食品ロス削減のため、とちぎ食べきり15（いちご）運動を推進します。
- 協働によるフードバンク活動への支援
 - 食品を寄贈していただける企業・事業者・農家への周知を推進します。
 - 市民や企業、学校などが関わり、助け合いのしくみをつくっていきます。
 - 学校や職場、家庭で余った食品を、捨てることなくフードバンクに寄付することで、「人」と「食べ物」を救える、より良い社会になるように啓発していきます。

活動紹介

〇とちぎ食べきり15（いちご）運動

食品ロスが多く発生する宴会の開始後・終了前15分は自席でおいしく料理をいただく「食べきり15（いちご）タイム」とし、食品ロスの削減を推進します。

宴会の幹事さんに宴会開始時に「とちぎ食べきり15運動」についてご案内いただき、実践していただくことによって食品ロスを大幅に低減できますので、ご協力をお願いします。

〇フードバンク県北

フードバンク県北では、大田原市内を中心に、矢板市や那須塩原市など県北の広い範囲で活動しています。

皆さんの温かい思いから寄せられた食品を必要としている方へお届けし「ありがとう」と言って笑顔で食べていただける食品にしています。

美味しく食べられるのに捨てられてしまうような缶詰食品や乾麺、レトルト食品などがあれば、ぜひフードバンク県北へ寄付のご支援をお願いします。

■活動の様子（フードドライブ）



（4）食の安全に関する理解促進

目指す方向

- 消費者の安全安心に対するニーズに応えるため、生産段階における農産物の安全性を確保する取組を推進します。
- 市内農産物の安全に関する情報を広く市民に提供することにより、不安の払拭に努めます。

現状と課題

- 食品への安全性に対する意識調査では、不安を感じている県民の割合が60.1%となっておりますが、その中でも残留農薬や放射性物質に対する不安を挙げている県民の割合が一定数いることから、市内農産物の生産段階における安全性を確保する取組は一層の重要性を増しています。
- また、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、地元農産物に対しての放射性物質の検査などの取組を適切に行うことが必要となっています。
- さらに、市民が自らの判断で食を正しく選択し、安心して健全な食生活を実践できるように、情報の提供とリスクコミュニケーションにより、食品の安全に関する理解を深めることも重要となってきます。

施策の展開

- 食品の安全に関する情報の提供
ホームページや市広報等を活用し、迅速で分かりやすい情報提供に努めます。
- 消費者と生産者の触れ合う機会の拡大
生産から消費に至る各段階の関係者相互理解を図るための機会を確保します。
- モニタリング情報の適切な提供
市内農産物の放射性物質に係るモニタリング検査の情報を適切に提供します。
- 環境保全型農業直接支援対策事業の推進
環境保全型農業直接支援対策事業により、減化学肥料、減農薬といった地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援するとともに、有機栽培への取組を推進します。

活動紹介

○モニタリング検査

栃木県内の農林水産物のモニタリング検査は、国の原子力災害対策本部が平成29年3月24日に定めた「検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方」に基づき実施し、原則市町単位に、販売目的に生産される農林水産物を出荷前に検査し、安全性を確認しています。

サンプルを採取したのち、栃木県農業試験場または農業振興事務所へ搬入し、放射性物質測定装置「ゲルマニウム半導体検出器」で検査しています。

○環境保全型農業直接支援対策事業

環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」を実施しています。

市内では、有機農業やカバークロップ（※）、堆肥の施用などの取り組みが行われています。

■カバークロップ



（※）カバークロップ

土壤侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間に栽培される作物。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

健全な食生活の実践と地域の農林水産物の利用の促進を図るために、市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、生産者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等がそれぞれの役割を活かしつつ、お互いに連携を図りながら食育・地産地消に取り組んでいく必要があります。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策を効果的・効率的に推進する観点から、本市の関係部局が中心となって進捗状況を把握し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じて見直しを行うこととし、評価や見直しにあたっては、関係者や市民等の意見を聴取しながら適正に行います。

3 計画推進における役割

市民の役割

市民一人ひとりが食について見直し、生涯にわたる健康的な食習慣を身に付けることで元気に生活できるよう心掛け、実践していくことが重要であることから、食育を推進することが求められます。

また、自然の恵みや生命、そして食に関わる人々への感謝の気持ちと理解を深めるために、生産者等との積極的な交流を図り、地域の農林水産物への愛着や安心感を深め、地産地消のより一層の促進に寄与するよう努めるものとします。

家庭の役割

家庭は食生活の基本の場であり、特に子どもたちが食べる楽しさ・食に感謝する心・食事マナーなどを身に付ける上で大きな役割を担っています。

このため、家族団らんで楽しく食卓を囲むことを基本に、家族で一緒に料理をするなど大人と子どもが共に食に関わることで、食への関心を高めることが重要であり、それらを日常生活の中で実践していくよう努めるものとします。

健康・福祉・教育関係者の役割

医療・保健及び保育、教育、介護その他の社会福祉並びに関連する職務従事者や、それらの関係機関及び団体においては、あらゆる機会や場所を利用して積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育推進活動に協力するものとします。

また、地域の農林水産物の利用促進を図る観点から食育と地産地消の取組の連携を図るとともに、保育園や幼稚園、学校、福祉施設の給食等における地産地消の促進に努めるものとします。

生産者の役割

生産者には、農林漁業に関する体験活動等を通じて、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解を深めるとともに、健康・福祉・教育関係者と相互に連携して食育推進活動に積極的に参加するものとします。

また、消費者のニーズを的確に把握し、需要に応じた農産物の生産・供給に取り組むとともに、高品質かつ安全で安心な農産物の産出のために、行政等関係機関・団体と連携し取り組むものとします。

食品関係事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及び組織団体には、その事業活動において積極的に食育・地産地消の推進に努めるとともに、国、県及び市が実施する食育・地産地消の推進に関する施策その他の活動へ協力するものとします。

市の役割

関係機関・団体と連携しながら、食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民が行う食育・地産地消推進のための取組について支援します。